

群馬県森林・林業基本計画

平成23年度～平成32年度



充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業を再生し、
『森林県ぐんま』から『林業県ぐんま』への飛躍を図ります。
森林の有する公益的機能を将来にわたって享受するため、社会全体で森林を守ります。



『森林県ぐんま』から 『林業県ぐんま』へ

～林業の再生、山村の活性化を目指して～

群馬県は利根川の上流に位置し、県土面積の約3分の2を森林が占める、関東一の森林県です。これら森林は、木材の生産をはじめ、水資源の涵養、災害の防止などの大切な役割を果たし、首都圏の人々の安全・安心と豊かな暮らし、そして、活発な経済活動を支えています。

私たちの先人は、戦後営々と山に木を植え、しっかり手入れをし、大切に守り育ててきました。

今日、これらの森林は大きく成長し、本県の森林の総蓄積量は8,800万 m^3 、年間成長量は150万 m^3 にも達しています。

一方、外材を含めた年間木材使用量は、丸太にして70万 m^3 で、県産材の更なる利用を図る必要があります。

このため、県では「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、10年後の木材生産量倍増を目標に、木材の生産から加工・流通、利用までの総合的な施策を展開し、林業の再生、山村の活性化に積極的に取り組んで参ります。

本県の豊かな森林資源と木材の大消費地に近いという地理的優位性を活かし、そして、森林・林業関係者が一丸となって取り組めば、『関東一の森林県』から『関東一の林業県』への飛躍も可能だと確信しております。

また、本県の森林は、首都圏の水源地の森であり、憩いの場でもあります。

公益的な機能を高度に発揮する豊かな森林をしっかり整備・保全し、将来に引き継いで行くことは、私達の責務であると考えます。

このため、県民の皆様をはじめ、下流都県の多くの人々と協力し、森林を適切に整備・保全する仕組みづくりの構築にも取り組んで参る所存でおりますので、多くの皆様の幅広い御理解と御協力を心からお願いする次第です。

結びに、本計画の策定に御協力いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げ、挨拶といたします。

平成23年11月

群馬県知事

大澤正明

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の構成	2
5 策定方法	3

第2章 計画策定の背景

1 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	5
2 群馬県における森林資源の状況	9
3 群馬の優位性・特性	10

第3章 基本方針

1 森林・林業の再生	11
2 森林環境の保全	11

第4章 森林・林業の現状と施策展開

1 森林・林業の再生	
(1)持続経営可能な森林づくり	14
(2)木材の生産・流通・加工体制強化と需要拡大	
-1 素材生産体制の整備	18
-2 加工流通体制の整備	23
-3 需要の拡大	30
(3)林業の担い手等の確保・育成	34
(4)きのこ産業等の振興	39

2 森林環境の保全

- (1) 公益的機能の高い森林づくり 43
- (2) 森林を支える仕組みづくり 49

第5章 施策の推進方策

- 1 計画の推進体制 54
- 2 計画の管理・公表 54

数値目標

- 数値目標一覧表 56

参考資料

- 群馬県森林・林業基本計画策定委員会委員名簿 58
- 群馬県森林・林業基本計画策定経過 59
- ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査結果 60
- 森林・林業統計資料 64



COLUMN [コラム]

- 森林の有する多面的機能 4
- 集約化施業 12
- 森林経営計画 16
- 全国育樹祭 52

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

県土面積の3分の2を占め、利根川上流域に広がる本県の森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全や首都圏の水源として、大変重要な役割を担っています。

本県では、この森林を将来にわたって大切に守り、次代に引き継ぐことを目的に21世紀の「理想の森林」像を掲げ、この「理想の森林」に至る道筋を示した『森林政策ビジョン』を平成14年3月に策定し、様々な施策に取り組んできました。

『森林政策ビジョン』の策定からほぼ10年が経過した現在、スギをはじめとする本県の人工林は着実に成長して、収穫期を迎えようとしています。また、「県民参加の森林づくり」として、企業を含めた様々な森林ボランティアが県内各地で活動するなど、森林への理解や森づくりの取組も増えています。

ビジョンによる取組が一定の成果をあげる一方で、長期にわたる木材価格の低迷から効率的な木材生産に対する取組や木材の加工・流通体制の整備は不十分で、本県の林業生産活動は依然として停滞しています。

こうした状況のなか、国は、平成21年12月に我が国の森林・林業を再生するための指針となる『森林・林業再生プラン』を公表し、実行に必要な法律改正と事業の改編を行って、平成23年度から具体的に施策をスタートさせました。

このため、本県においても二つの基本方針を掲げた新たな『群馬県森林・林業基本計画』を策定し、充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り、「森林県ぐんま」から「林業県ぐんま」への飛躍を目指すこととしました。

◇森林・林業の再生

持続可能な林業経営の確立を目指した森林の造成と、素材生産から加工・流通、需要の拡大にいたる施策を総合的、集中的に実施して森林・林業を再生する。

◇森林環境の保全

適切な整備・保全を通して森林の有する公益的機能^{※1}を高度に発揮させるとともに、これらの恩恵を享受している全ての人々の力を結集して、森林を支える仕組みを構築する。

2 計画の位置付け

この計画は、第14次群馬県総合計画（平成23年3月）を踏まえた、本県の森林・林業施策に関する基本的な方針を定めた計画として位置付けています。

また、内容的には、森林・林業に関わる幅広い人々の行動指針となる計画です。

3 計画期間

この計画は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10カ年計画です。

なお、社会情勢等の変化に対応するため、計画策定から5年経過する平成27年度には全面的な見直しを行うこととします。

4 計画の構成

第1章 基本的事項

◇計画策定の趣旨、位置付け、計画期間など、本計画の基本的事項について記載しました。

第2章 計画策定の背景

◇大きく変化している社会情勢、本県の森林資源の状況、本県の優位性・特性など、計画策定の背景について記載しました。

第3章 基本方針

◇本計画における施策の基本的方向性について記載しました。

第4章 森林・林業の現状と施策展開

◇「森林・林業の再生」は、充実した森林資源を背景に産業活動としての森林・林業に関する事項について取りまとめました。



写真：充実した森林資源の利用（伐採作業）



写真：水資源を涵養する森林
（奥利根上流の森林とダム湖）

◇「森林環境の保全」は、森林の有する公益的機能の発揮とこれを支える仕組みに関する事項について取りまとめました。

なお、それぞれの事項を再区分し、それぞれに、現状・課題、施策展開、数値目標及び具体的施策について記載しました。

第5章 施策の推進方策

◇施策を推進していくために必要な組織づくりと、取組の進捗状況を管理・点検して実効性を確保するための方法について記載しています。

資料編

(目標数値)

◇数値目標一覧表

(参考資料)

◇群馬県森林・林業基本計画策定委員会委員名簿

◇群馬県森林・林業基本計画策定経緯

◇ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査結果

◇森林・林業統計資料

5 策定方法

計画の策定は、一般県民からの公募委員、学識経験者、森林所有者、林業・木材産業・住宅産業関係者、森林ボランティア及び行政で構成する『群馬県森林・林業基本計画策定委員会』を設置して原案を策定し、群馬県森林審議会、群馬県議会における審議等を経て決定しました。

なお、県内7地区で意見交換会を開催したほか、パブリックコメントの実施により、幅広い県民の意見を伺って計画に反映しました。



『用語の解説』

※1：【森林の有する公益的機能】

森林がもともと持っている水源涵(かん)養機能、土砂災害防止機能・土壌保全機能、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の総称。木材等を生産する物質生産機能を加えた場合は、「森林の有する多面的機能」という。次頁のコラムを参照。

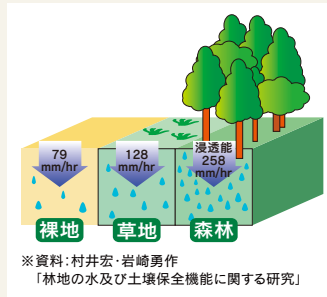


COLUMN [コラム] 森林の有する多面的機能

水資源を涵養する【水源涵養機能】

森林の土壌は、穴の多いスポンジのようになっており、水をすみやかに地中に浸透させる働きがあります。この働きにより雨水は一時森林に蓄えられて、ゆっくと河川に流れ出るため、洪水や渇水を緩和することができます。

また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。



生物の生息・生育の場を提供する【生物多様性保全機能】

森林は、野生動物の生息・生育の場となることにより、生物種、生態系等を保全し、自然環境を健全に保つ役割があります。



生活環境を守る【快適環境形成機能】

森林は、騒音を吸収したり風害を防いだりする機能があります。

自然災害を防ぐ【土砂災害防止・土壌保全機能】

森林の土壌は、落ち葉や下草に覆われており、降雨の際にはこれらが土砂の飛散や浸食・流出を防いでいます。

また、森林は根を地中に張り巡らすことで土壌を固定し、土砂の崩壊や流出を防止しています。



保健休養の場を提供する【保健・レクリエーション機能】

森林は、森林浴・ハイキング・キャンプ等のレクリエーションの場を提供することなどにより、人に安らぎを与え、心の緊張を和らげています。

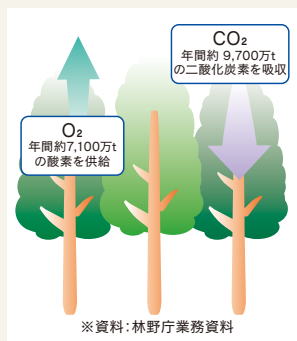
文化をはぐくむ【文化機能】

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わっています。

また、森林環境教育や体験学習の場としての役割を果たしています。

地球温暖化を防止する【地球環境保全機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。



◎木材等を供給する【物質生産機能】

森林は、木材の生産の他、各種の抽出成分やきのこ等を提供しています。



第2章 計画策定の背景

1 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

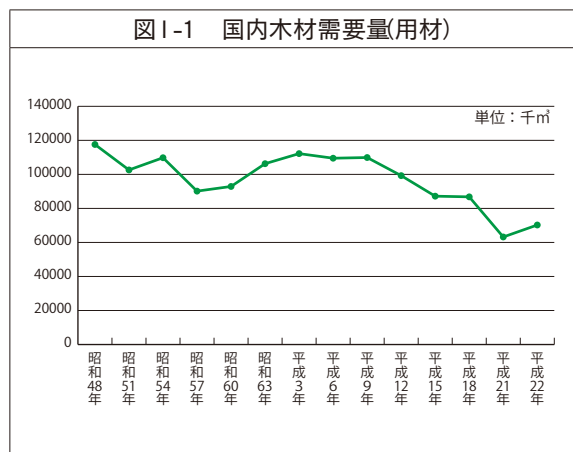
(1) 木材需給の変化

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、近年の国内外の情勢変化によって大きく変動しています。

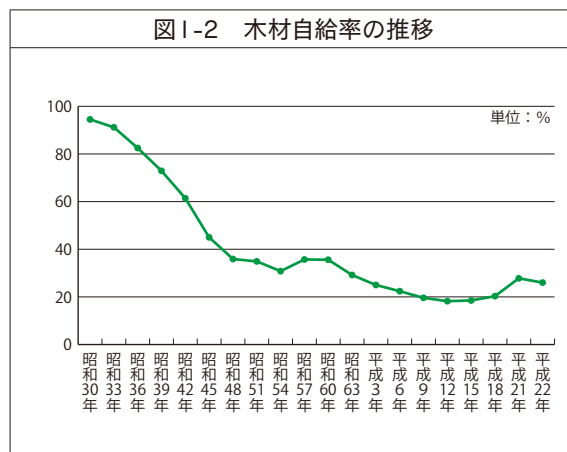
国際的には、中国等の新興国の経済発展に伴う木材需要量の増大、ロシア等の木材資源国における資源ナショナリズム^{*1}の高まり、更には為替レートの急激な変動などを背景に外材輸入の不透明感が強まっています。これまで外材を主体に事業展開していた木材関連企業等では、こうしたリスクを避けようとして国産材に期待を寄せています。

国内的には、平成9年次以降、木材需要量、新設住宅着工戸数とも漸減傾向で推移してきましたが、平成21年次は、前年秋以降の急速な景気悪化、いわゆるリーマンショックの影響を受け大幅に減少しました。

国内の木材需要が減少している中で、国産材の供給量は増加しているため、木材自給率^{*2}については、平成12年次の18%から平成22年次の26%へと上昇傾向にあります。



(資料 林野庁：木材需給表)



(資料 林野庁：木材需給表)

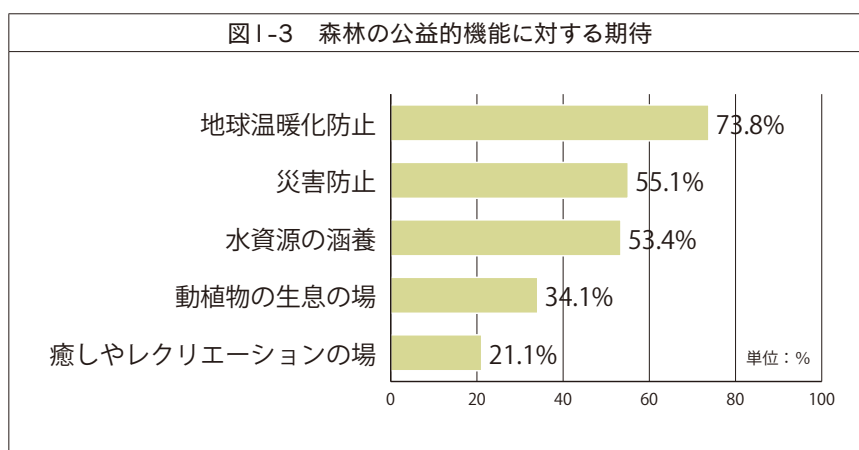
(2) 森林の公益的機能に対する期待の高まり

県では、平成20年10月に県内在住の満20歳以上の男女2,000人を対象に『ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査』を行いました。

アンケートの集計によると、森林の役割として、「地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収機能」へ期待する人の割合が74%で最も高く、「災害の防止機能」、「水資源の涵養機能」も5割を超える結果となりました。

また、森林の現状について、「森林の荒廃が進んでいる」とした回答が46%と、「森林の荒廃は進んでいない」の19%、「管理が行き届いている」の2%を大きく超え、森林整備の推進を求める意見が多く寄せられました。

このように、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は益々高まっており、その機能を発揮させるための施策が求められています。



(資料 ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査/複数回答・上位5位まで)

(3) 国における『森林・林業再生プラン』の発表・実行

農林水産省は、平成21年12月、我が国の森林・林業を再生していくための指針となる『森林・林業再生プラン』を発表しました。

このプランでは、高密度な林内路網の整備と**森林施業^{※3}**の集約化及びこれを推進するために必要となる人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用拡大に向けた体制を構築することにより、10年後の木材自給率50%以上を目指しています。

また、平成22年11月には、プランを実践するための各施策の取りまとめを行い、23年度から具体的に着手することになりました。国においては、この一連の作業を通じて、平成23年度を「森林・林業再生元年」と位置付けています。

(4) 新群馬県総合計画の策定

県は、平成23年3月、県政運営の基本方針「第14次群馬県総合計画『はばたけ群馬プラン』（計画期間：H23～H27）」を策定しました。

この計画は、基本理念に「先人から受け継いできた『群馬の限りない可能性』を大きくはばたかせる」を掲げ、今後10年間の展望として、群馬の優れた資質、強みを積極的に活かす施策等を推進することとしています。

また、計画には様々な分野での取組が記載してありますが、本県の森林はまさに「先人から受け継いできた限りない可能性」ある資産であり、これを大きくはばたかせるため、新たな手法で「林業の振興」に取り組むとともに、「森林環境の保全」を通して県民の安全・安心の確保はもとより水源県ぐんまの役割を果たしていくものとしています。



(5) 東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した大地震、津波、福島第1原子力発電所事故により、東北地方沿岸部の合板や製材・加工工場は大きな被害を受け、一時、建築関連資材の供給不足に陥り、住宅着工や完成に遅れが出るなど、県内産業にもその影響がおよびました。

今後、被災地の復旧・復興に伴って新たな需要が生じ、木材需給の状況にも変化が予想されるほか、木材加工施設の沿岸部から内陸部への移転など、立地場所見直しの動きもおこっています。

このほか、原発事故の長期化にともない、自然エネルギーへの関心が高まっており、木質バイオマス^{※4}の活用も注目されています。

(6) 2つの県産材センターの稼働

県産材の加工・流通拠点施設として、平成18年5月、群馬県産材センターが藤岡市において本格的に稼働開始しました。

この施設は、群馬県素材生産流通協同組合が運営する県内最大の**原木市場**^{※5}と県産材加工協同組合が運営する大型の製材工場からなり、**スケールメリット**^{※6}を活かした原木の集荷・販売、そして、最新の製材機械と徹底したコスト削減による高品質で価格競争力のある製品の生産を行っています。

また、平成23年5月に完成した渋川県産材センターは、いわゆる**A材からC材**^{※7}まで全ての材を定額で買い取り、用途に応じて効率的に加工し、有利に販売しようとする画期的な施設として、県内はもとより、全国的にも注目を集めています。

特に、これまで販路が少なく山に放置されてきたC材も積極的に活用するため、森林整備が進むものと期待されています。

これら2つの県産材センターの稼働は、新たな森林・林業基本計画の目標を具現化する第一歩として、非常に重要な役割を担っています。



写真：群馬県産材センター（藤岡市）
（左下：原木市場、右上：製材工場）

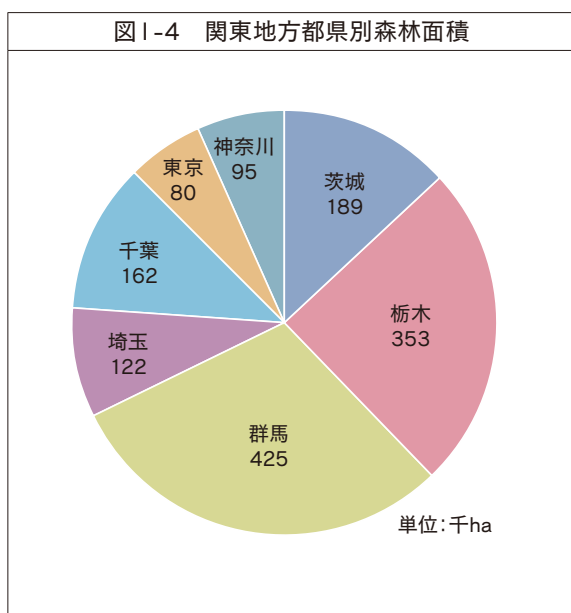


写真：渋川県産材センター

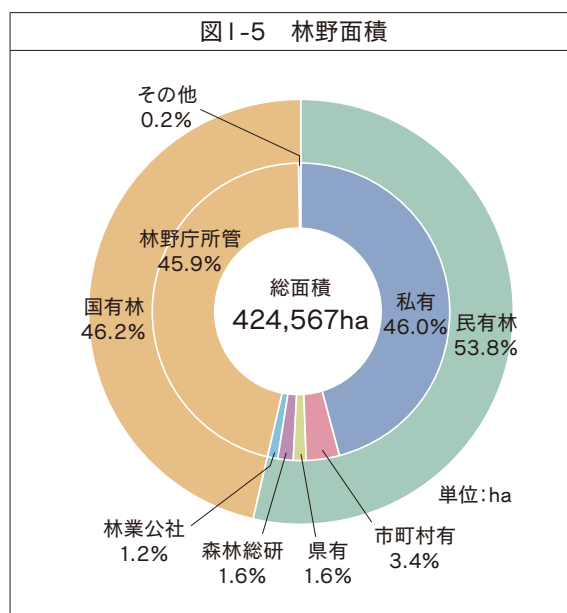
2 群馬県における森林資源の状況

本県は、県土面積の3分の2の425千haが森林で林野率は67%と、関東地方においては、森林面積、林野率ともに最も高い「関東一の森林県」です。

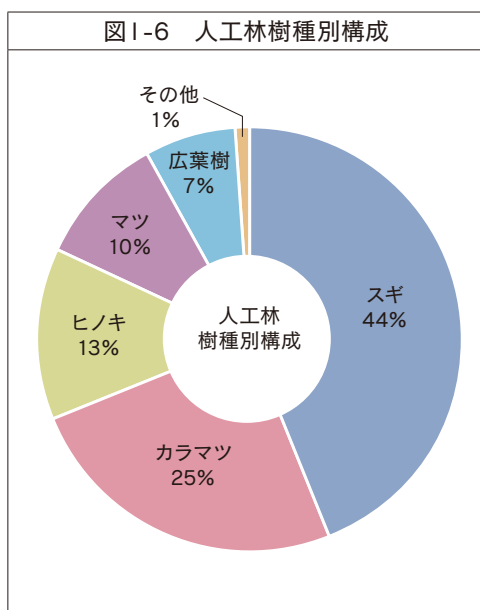
森林のうち、人工林は42%で、樹種別ではスギが最も多い4割を占めています。また、民有林では人工林の3分の2が41年生以上に成長するなど、本県の森林は量的にも質的にも充実しており、「植えて育てる時代」から「伐採して利用する時代」への転換期を迎えています。



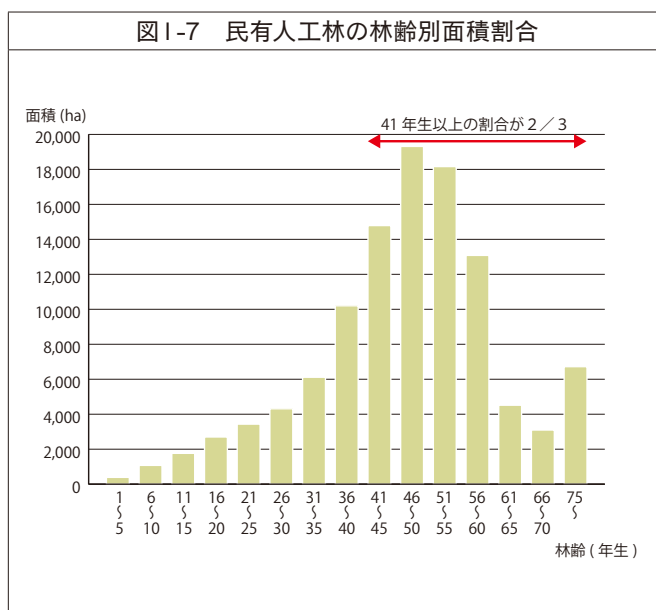
(資料 林野庁:業務資料)



(資料 群馬県:森林林業統計書)



(資料 群馬県:森林林業統計書)



(資料 群馬県:森林林業統計書)

3 群馬の優位性・特性

本県は、東京から100km圏と大消費地に近く、関東と信越を結ぶ交通の要衝に位置しています。平成23年3月に全線開通した北関東自動車道によって、栃木、茨城、東北方面へのアクセスも便利になりました。

また、本県の森林は、利根川の上流、首都圏の水源に位置し、木材の供給、水資源の確保、災害の防止など、古くから極めて重要な役割を果たしてきました。このため、保安林や国有林の面積割合が高く、全国上位の水準にあります。

本県には、都市から農山村に続く里山、緑濃いスギやヒノキなどの人工林、県北部のブナ林や尾瀬の湿原を取り囲む天然林など、平地から亜高山帯に至る土地に多種・多様な森林が存在し、森林地帯を中心に生物相は豊かで、優れた自然環境に恵まれています。



『用語の解説』

※1：【資源ナショナリズム】

資源保有国が、自国の資源についての主権を回復しようとする動きのこと。生産・輸出に際して、自国の企業の利益や国内への供給を優先するなどの様々な政策を打ち出している。

※2：【木材自給率】

木材の供給量に占める国産材の割合。

※3：【森林施業】

目的とする森林を造成及び維持するための造林、保育、間伐、伐採等の森林に対する一連の行為。

※4：【木質バイオマス】

バイオマス(再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く))の中で木材からなるもの。エネルギー用としては、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材などが使用される。

※5：【原木市場】

素材生産業者などが出荷した原木(丸太)を一箇所にまとめて販売する市場。

※6：【スケールメリット】

規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。

※7：【A材、B材、C材】

A材：欠点のない直材で、主に一般製材用として用いる。

B材：小曲等のある材で、主に集成材、合板用として用いる。

C材：大曲や欠点のある材で、主にパルプ・チップ用として用いる。

第3章 基本方針

1 森林・林業の再生

充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業を再生し、『森林県ぐんま』から『林業県ぐんま』への飛躍を図ります。

- 林業経営を通じ、良好な森林の整備を推進します。
- 充実した木材資源を有する生産条件の良い森林を選定して施業団地^{※1}を設定し、一体的・集中的に路網等の生産基盤を整備した集約化施業^{※2}により利用間伐^{※3}を推進します。
- 集約化した施業団地においては、高密度路網と高性能林業機械^{※4}を組み合わせた効率的な作業システムの定着を図り、一日一人当たりの素材生産量10m³を目指します。
- 素材生産^{※5}の効率アップの成果を、事業体の経営基盤強化、森林所有者への利益還元、林業で働く人の待遇改善に結びつけます。
- 10年後の年間素材生産量40万m³を目指し、素材の安定供給体制の強化を図ります。
- A材からC材まで、生産される全ての素材を有効に加工・流通・利用するシステムを構築します。
- 価格・品質・安定供給のいずれにおいても、市場競争力ある製材品（県産木材製品）を供給する体制を確立します。
- 県産木材の地産地消を第一として、木材を積極的に利用する社会（循環型社会^{※6}）づくりを推進します。
- 地理的優位性を活かして、素材、製材品の広域流通の促進、販路拡大を図ります。
- 森林組合を中核に、新しい時代の森林・林業を担う人材等の確保・育成に取り組みます。
- きのこ、木質バイオマス等森林資源を活用した産業の強化に取り組みます。

2 森林環境の保全

森林の有する公益的機能を将来にわたって享受するため、社会全体で森林を守ります。

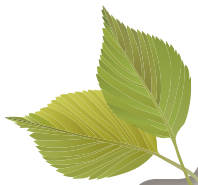
(1) 森林の有する公益的機能の高度発揮

- 公益的機能の高い森林については、公的整備、公有林^{※7}化、保安林指定などの公的関与により、森林の整備・保全に努めます。

- 森林所有者の負担を軽減するため、天然力を用いた森林の造成・保全手法を研究し、普及・定着を図ります。
- 地球温暖化防止機能の向上、**生物多様性^{※8}**を保全する森林整備手法を調査研究し、普及・定着を図ります。
- 全国的に問題となっている森林の獣害、病虫害対策に関係機関との連携を強化し、専門的な見地から被害対策に取り組みます。

(2) 森林を支える仕組みの構築

- 森林の恩恵を受けている全ての人々の力を結集し、森林を支える仕組みを構築します。
- 豊かな森林資源を活用した産業の創出や山村に暮らす人々の“知恵”や“技”を活かして、山村の振興を図ります。



COLUMN [コラム] 集約化施業

集約化施業とは、林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うことです。

個々に行うよりも効率的に施業を行うことができ、コストダウンを図ることが可能です。

【集約化によるメリット】

- 一作業箇所の事業量が増加し、機械化による作業が可能となります。
- 必要な作業路網の整備を効率的、効果的に行うことができます。



木材の生産コストの低減と作業量の確保が図られ、間伐材等の安定販売などにつながります。





『用語の解説』

※1：【施業団地】

一つの施業を行うために、個人が持つ小規模な森林などを周囲の森林とまとめた(団地化した)もの。

※2：【集約化施業】

コラム「集約化施業」(P.12)を参照。

※3：【利用間伐】

伐採した木材を搬出して利用する間伐のこと。搬出間伐、収入間伐ともいう。

※4：【高性能林業機械】

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワード、タワーヤード、スイングヤード。

※5：【素材生産】

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にすること。

※6：【循環型社会】

有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※7：【公有林】

公共団体の所有する森林。都道府県有林、市町村有林など。私有林に対する語。

※8：【生物多様性】

地球上の生物界が多様な「遺伝子・種・生態系」を維持していること。

第4章

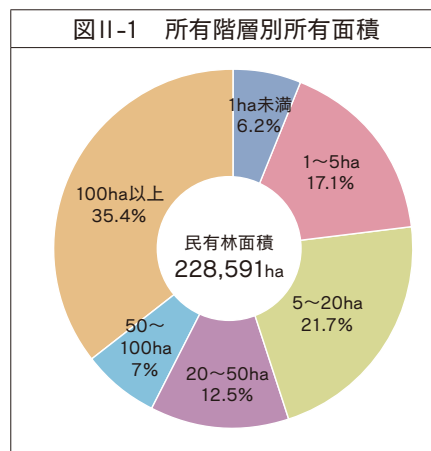
森林・林業の現状と施策展開

1 森林・林業の再生

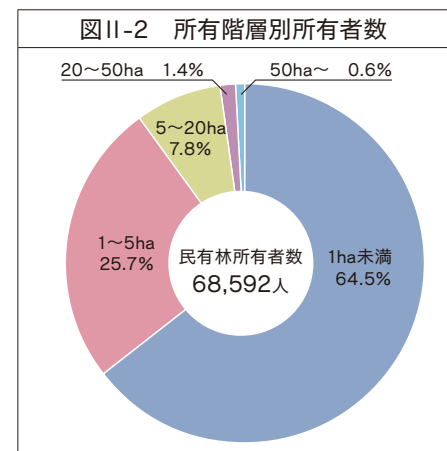
(1) 持続経営可能な森林づくり

ア 現状・課題

- 木材価格の低迷等により、伐採と植林を繰り返す持続可能な林業経営は困難な状況にあります。
- 伐採の先送りから植林は減少し、民有人工林の林齢構成は31年生から60年生に全体の4分の3が集中するなど、**齢級**^{※1}分布には極端な偏りがみられます。
- 民有林では、5 ha以下の所有者が9割を占めるなど、森林の所有規模は小さく、**不在村森林所有者**^{※2}も2割で増加傾向にあります。
- 森林所有者の林業経営意欲は低下し、森林への関心も薄れ、境界の確定できない森林や手入れの遅れた森林が増加しています。



(資料 群馬県：林政課業務資料)



(資料 群馬県：林政課業務資料)

イ 施策展開

持続経営可能な森林の整備に取り組みます

POINT 施策のポイント

- ◇充実した木材資源を有する生産条件の良い森林を核として、小規模森林所有者などをまとめて団地化し、団地内での集中的な森林整備を推進します。
- ◇間伐施業を繰り返すことによる**長伐期施業**^{※3}を進め、森林の有する**多面的機能**^{※4}を発揮する良好な森林へ誘導します。
- ◇安定した事業量と収益を確保しながら、林業経営の改善に努めます。
- ◇**皆伐**^{※5}、再造林が行える環境を整えるため、低コスト造林・育林システムなどの調査、研究を行います。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
森林経営計画面積(単位:千ha)	参考:森林施業計画 77	110	民有林カバー率:5割

◆具体的施策

①森林経営計画の作成

- 集約的・効率的に森林経営を行うため、森林所有者及び林業事業体^{※6}による森林経営計画^{※7}の作成を推進します。
- 森林経営計画の実効性を確保するため、計画の作成に当たっては、提案型集約化施業^{※8}と一体的に推進します。
- 森林経営計画の作成は、森林施業プランナー^{※9}を中心に、フォレスター^{※10}と連携して作成する体制を構築します。



写真:集約化説明会

②集中的に行う森林整備

- 森林経営計画を作成した森林所有者等の作成主体による集中的な森林整備を推進します。
- 県が行う森林整備等の支援は、森林経営計画に基づく施業に重点化します。

③長期的視点による森林の経営

- 森林経営計画区域では、長伐期施業を基本に、利用間伐を繰り返し行う多間伐施業を推進します。
- 森林経営計画の作成や施業の実施が困難な森林所有者が、森林組合等の意欲と能力を有する者へ、長期的な施業・経営の委託を行う仕組みづくりを推進します。
- 皆伐、再造林が行える環境を整えるため、低密度の植栽による施業、高成長苗木^{※11}品種の導入、コンテナ苗木^{※12}の植栽、下刈り方法の工夫等、低コストな造林・育林システムなどの調査・研究に取り組みます。



写真:スギのコンテナ苗木



COLUMN [コラム] 森林経営計画

森林経営計画とは、森林を管理経営していくため、植栽、保育、伐採、路網作設及び火災等の防止など、計画作成者が5カ年間に行う施業内容を定めた計画で、効率的な森林施業と適切な森林保護を併せて行うことを目的としています(平成24年度から実施)。

この計画の特徴は、①森林所有者だけでなく森林経営の受託者も計画を作成することができ、②林班単位等、面的なまとまりをもった区域を対象としていることです。

従来の森林施業計画では、施業地が点在する

「ぶどうの房」状態を容認したことから、合理化が図れず生産性が上がらないといった課題がありました。新計画では、面的なまとまりを持つため、路網の整備や間伐の集約化を促進できるようになります。

また、森林所有者の自発的な整備が行われなければ施業が進まないといった課題がありましたが、森林経営計画では、森林組合等の意欲と能力を有する者が森林経営の受託を行うことで整備を進めることができます。

【森林経営計画の効果】

◇森林の受委託を促進

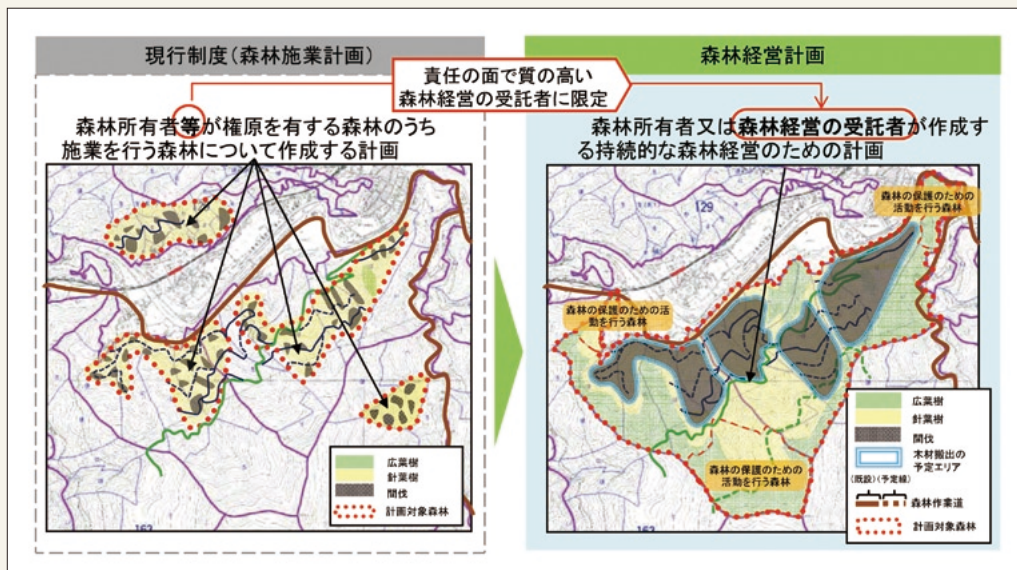
- 小規模・零細な所有者から意欲のある林業事業者等による森林経営の推進

◇面的規律の強化

- 木材生産のみならず公益的機能の高度発揮を目的とした計画へ転換
- 森林所有者の役割の明確化。適切な間伐等の森林施業の確保

◇市町村の立てる森林整備の計画に沿った森林経営の実現

- 効率的な森林経営の確保
- 作業路網の配置
- 計画対象森林に人工林のみならず天然林も含め、森林保護対策を強化





『用語の解説』

※1：【**齢級**】

林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下、Ⅲ齢級、Ⅳ齢級と数える。

※2：【**不在村森林所有者**】

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。

※3：【**長伐期施業**】

通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

※4：【**森林の有する多面的機能**】

「森林の有する公益的機能」に木材等を生産する物質的機能を加えたもの。（P4のコラム参照）

※5：【**皆伐**】

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。

※6：【**林業事業者**】

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。本計画書においては、森林組合以外の林業事業者を民間事業者として区分した。

※7：【**森林経営計画**】

コラム【森林経営計画】(P16)を参照。

※8：【**提案型集約化施業**】

森林所有者に対して、森林施業の内容や収支計画を示した施業プランを提示し、複数の森林所有者の隣接する林地をとりまとめ、集約的に実施する森林施業の方法。

※9：【**森林施業プランナー**】

集約化施業を推進し、森林所有者の合意形成を図って森林経営計画の作成に中心的・直接的に携わる技術者。主に、森林組合職員。

※10：【**フォレスター**】

市町村森林整備計画の作成や適切な路網作設の方法、長期的視点に立った地域全体の森づくりの方法等を指導する技術者。主に国・県職員。

※11：【**高成長苗木**】

通常の苗木よりも短期間で成長する苗木のこと。下草より早く成長するため下刈り作業が少なく済む等、育林作業の低コスト化が図られる。

※12：【**コンテナ苗木**】

筒状の細長い特殊な形をした容器を複数備えたコンテナで育成した苗木。ポット苗に比べて小型で軽量。活着率が良く、初期成長も早い。植穴も小さくて済み、下刈り回数を減らすことも可能。

(2) 木材の生産・流通・加工体制強化と需要拡大

(2)-1 素材生産体制の整備

現状・課題

(木材資源・素材生産量)

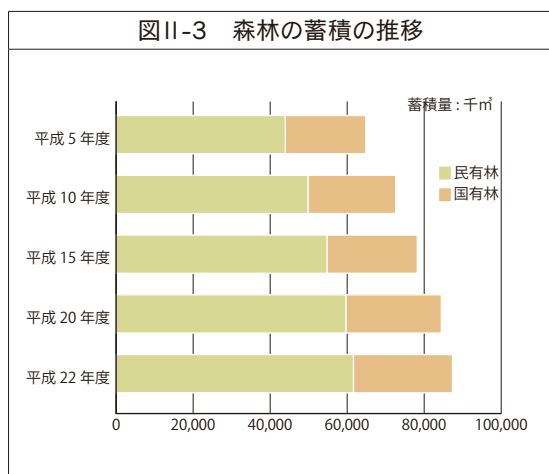
- 人工林では、41年生以上の森林が面積で3分の2を占め、木材資源は量的・質的にも充実しつつあります。
- 平成22年次の県内素材生産量は205千 m^3 で、ピーク時であった昭和41年次の4分の1以下に減少しています。
- 森林の成長量(1,453千 m^3 /年[立木材積^{※1}])に比べて素材生産量(205千 m^3 /年[素材材積^{※2}])が少なく、蓄積量^{※3}(87,345千 m^3 [立木材積])は年々増加しています。
- 間伐実施面積の81%が、伐採した木が搬出されないで林内に放置される、いわゆる伐捨間伐となっています。

(素材生産基盤)

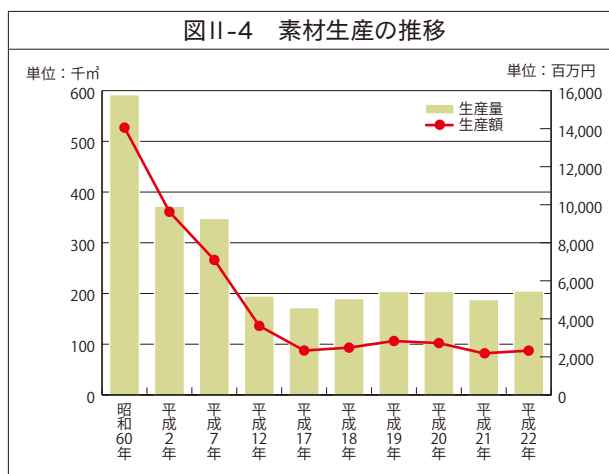
- 民有林内路網密度はヘクタール当たり29.6m、高性能林業機械保有台数は104台(平成21年次)であり、効率的に素材生産を行うための基盤整備が不十分な状況にあります。
- 急傾斜地が多く、機械化も進んでいないため、作業効率は悪く、平成21年次の一人一日当たりの素材生産量は2.8 m^3 と全国平均の3.6 m^3 (間伐)に比べて低い状況にあります。



写真：高性能林業機械による素材生産作業



(資料 群馬県：森林林業統計書)



(資料 群馬県：木材需給の現況)

1 施策展開

10年後の素材生産量倍増、40万m³を目指し、生産体制の整備・強化を図ります

POINT 施策のポイント

- ◇森林経営計画区内においては、低コストな利用間伐を実施するための基盤整備に努め、間伐による素材生産に重点的に取り組みます。
- ◇森林組合を中心に、提案型集約化施業に重点的に取り組みます。
- ◇間伐による素材生産を低コストで行うため、高密度な林内路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの定着に努めます。
- ◇効率的な作業システムの成果を林業事業体の経営基盤強化、林業で働く人の待遇改善、森林所有者への利益還元に結びつける仕組みの構築に努めます。
- ◇導入した高性能林業機械を駆使して、徹底したコスト削減による間伐材生産を行う専門チームを育てます。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
素材生産量(千m ³ /年)	205	400	
生産基盤			
森林経営計画区域での利用間伐面積(ha/年)	参考：県内民有林での利用間伐 828	2,000	
森林GIS ^{※4} 導入森林組合率(%)	63	100	
提案型集約化施業実施事業体数	14	23	
路網整備			
森林経営計画区域での路網開設延長(km)	—	1,300	10年間累計
機械化			
高性能林業機械稼働台数	104	160	
高性能林業機械を駆使した素材生産専門チーム数	32	50	
集約化施業を行う団地での素材生産性[間伐](m ³ /人・日)	参考：県内全森林での主伐・間伐平均 2.9	10	

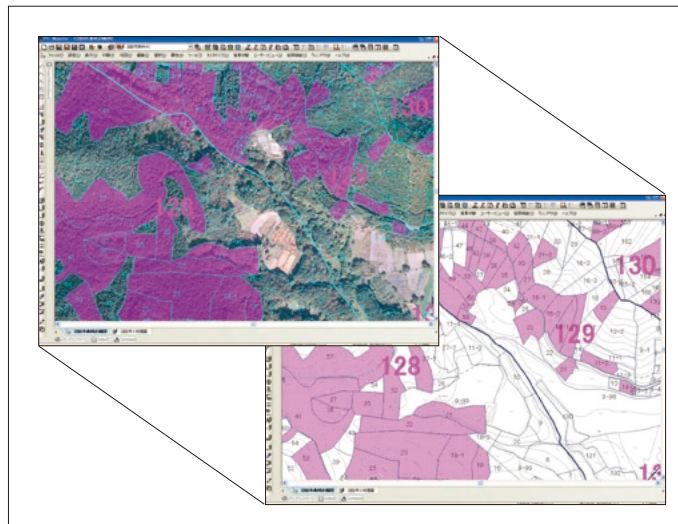
◆具体的施策

①森林経営計画区域における利用間伐の推進

- 利用間伐を実践している森林組合では、森林経営計画区域における間伐面積の8割を利用間伐にするよう努めます。
- 利用間伐の実績のない森林組合にあつては、素材生産を行っている他の林業事業者との連携を通して、前項と同様な取組を推進します。
- 間伐に当たっては、残存木の損傷を防ぐとともに、将来の森林の姿を考えた施業を推進します。

②森林GISの活用と提案型集約化施業の普及・定着・実行

- 県内全ての森林組合が森林GISを導入し、森林境界の明確化や集約化施業を行う団地の設定に活用する体制づくりを推進します。
- 集約化施業を進めるため、森林組合等が行う森林境界明確化調査に市町村が積極的に関与する取組を推進し、国土調査等による成果を森林GISに反映します。



資料：群馬県森林GIS画像（左上：オルソフォト 右下：森林計画図）

- 森林組合を中心に提案型集約化施業を進め、森林所有者の合意形成や不在村所有者等への積極的な働きかけを行う取組を推進します。
- 国有林と民有林が隣接する地域においては、一体的な施業団地の設定による施業を推進します。
- 提案型集約化施業の普及・定着を図るため、県、市町村、森林組合、民間事業者による協議会を作り、市町村ごとに施業団地を設定して、積極的な素材生産を行うための仕組みづくりに取り組みます。
- 県は、提案型集約化施業を推進する指導体制を構築するため、市町村単位の担当フォレストラーを定め、フォレストラー指導による模範的取組を各地で実施します。

③路網の重点的な整備と効率的な間伐の推進

- 森林経営計画区域の集約化施業を行う団地では、地形等に応じて作業道を高密度に作設し、車両系高性能林業機械による作業システムを定着します。
- 上記団地内の緩傾斜地(0度～15度)では、林内路網密度100～200m/haを目標にします。なお、作設にあたっては作業道を起因とする災害発生に十分配慮するとともに耐久性のある構造とします。
- 県や市町村による、素材の運搬等に必要な林道、**林業専用道^{*5}**の計画的・積極的な開設を推進します。
- 林業事業者による、素材生産性の向上を目指した高性能林業機械の導入や機械稼働率向上のための工程管理を推進します。
- 県森林組合連合会や県労働力確保支援センターによる機械リース事業を通じて、林業事業者ごとの事業規模や作業システムに適した機械化を推進します。
- 高性能林業機械を駆使した素材生産を専門に行うチームの育成に取り組みます。
- 集約化施業を行う団地では、低コスト作業システムの確立を通して一人一日当たりの素材生産量10m³を目指します。
- 労働安全対策に配慮し、地形や資源状況に応じた低コスト・高効率作業システムの研究・普及に取り組みます。



写真：作業道を利用した木材の搬出



『用語の解説』

※1：【立木材積】

立木の状態での幹の体積。曲がり、細い等の理由により、利用されない部分の体積を含む。

※2：【素材材積】

伐採して丸太等に加工された素材の体積。

※3：【蓄積量】

森林を構成している樹木の幹の体積の合計。

※4：【森林GIS】

森林の位置・形状等の図面情報と、林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理する地理情報システム(Geographic Information System)。森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして様々な地図を作成するほか、帳簿等を出力することができる。

※5：【林業専用道】

幹線となる林道を補完し、作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業に利用する道。普通自動車(10トン積程度のトラック)や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するもの。

(2)-2 加工流通体制の整備

ア 現状・課題

(素材流通)

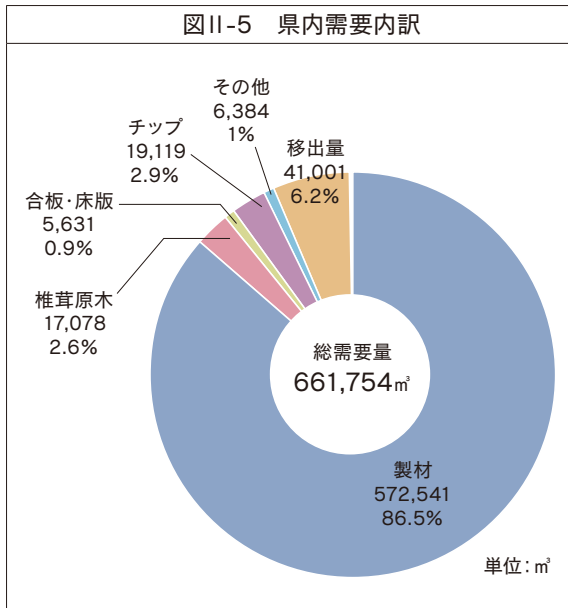
- 県内5つの原木市場の平成22年次の原木取扱量は約98千 m^3 で、群馬県産材センター（藤岡市）の県素材生産流通協同組合が運営する原木市場及び県森林組合連合会の共販所（前橋市）以外の取扱量は小規模です。
- 原木市場は、群馬県産材センターの県産材加工協同組合が運営する製材工場と県内中小規模製材工場^{*1}向けの市売りが主体で、県外の大規模製材工場^{*2}（秩父市）からの買い受けもあります。
- 素材の契約出荷・工場直送は少ない状況にあります。
- 森林組合、素材生産組合では、生産地からの輸送距離にこだわらない系統原木市場への出荷^{*3}が多くを占めています。
- 原木の出荷量や価格には大きな季節変動があります。
- 県内原木価格は、近県に比べて2,000円程度安い傾向にあります。
- 渋川県産材センターが平成23年5月に本格稼働し、A材からC材までの素材の全量・定額買い取りを開始しました。



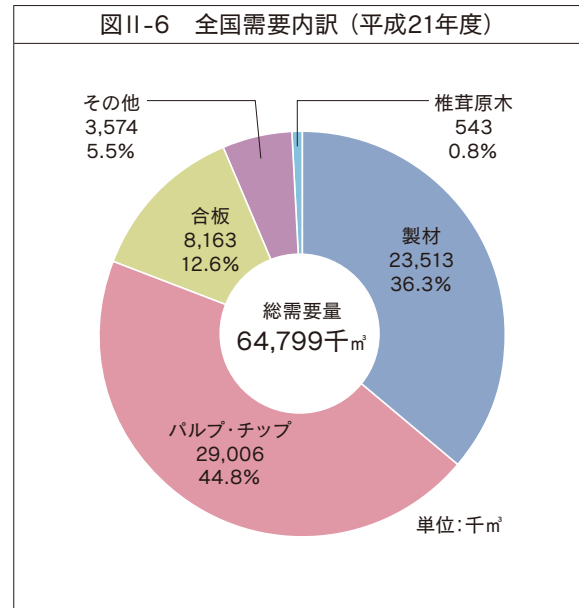
写真：C材利用によるチップ生産

(製材・加工)

- 製材工場数は、平成10年次の261工場から、平成22年次には126工場と10年で半減しました。また、平均出力は110kwと少なく、原木消費量10千 m^3 以上の製材工場は3社で、製材加工体制は脆弱な状況にあります。
- 製材品出荷量は90千 m^3 で、1工場当たりの機械稼働率は全国平均に比べ4割程度にとどまっています。
- 製材品出荷額は、平成10年次の9,689百万円から平成22年次には4,658百万円と半減しました。
- 製材工場は一部を除き、域内需要に対応した小規模多品種生産が主流です。
- 県内には集成材^{*4}、合板^{*5}、ボード^{*6}及び製紙等の工場がほとんど無いため、B・C材需要が少なく、原木の総需要量も全国平均に比べて少ない状況にあります。



(資料 群馬県: 木材需給の現況)



(資料 林野庁: 木材需給表)

- 製品を含めた木材需要は、製材が大半を占めています。
- 渋川県産材センターでは、**林地残材**^{※7}等の有効活用を図るため、素材の全量買い取りによって大量に集荷したC材で**チップ**^{※8}生産を行い、県外の製紙工場に安定的に出荷しています。
- 大消費地が近いにもかかわらず、地理的優位性を活かした加工・流通体制が脆弱です。
- 内陸県、森林県でありながら、製材品流通は外材主体で、製材品の国産材率は25%と、全国平均の42%より低い状況にあります。
- 寸法精度、乾燥、安定供給などの質と量の両面において、消費者(大手住宅メーカー等)ニーズに適応した製品の供給が不足しています。

表II-1 製品供給体制の状況

区分	数量
木材乾燥機 ^{※9} 導入数	83基
人工乾燥材出荷量	29千m³ (製材品出荷量全体に占める人工乾燥材出荷割合32%)
グレーディングマシン ^{※10} 導入数	4台

- 製紙用チップの需要先は、福島県、静岡県が中心で、遠距離輸送のため運搬経費が高んでいます。
- きのこ産業が盛んなため、他県に比べてきのこ原木、オガ粉の需要が多い状況にあります。

1 施策展開

県内加工を第一に、40万m³の素材生産量、A・B・C材全てに対応した加工・流通体制を確立します

POINT 施策のポイント

(素材流通)

◇原木市場の流通コーディネート機能の強化や、国有林のセーフティネット機能を活用して、原木の安定供給体制を確立します。

(製材・加工)

◇価格、品質、安定供給など、市場のニーズに応じた競争力のある県産材製品の生産と流通を担う施設を整備します。

◇協同組合組織による施設整備や水平分業^{※11}体制の確立によって、地域製材工場の再生・再編を図ります。

◇B・C材の県内加工体制を確保するため、新規工場誘致を行います。

◇ぐんま優良木材品質認証センター^{※12}の機能を拡充し、県産材製品の品質向上に取り組みます。

◇製品の広域流通を図るため、物流拠点の整備等により県外業者との連携を図ります。

◇木材のチップ化等、利用方法の少ない低質材や中目材^{※13}の活用に向けた加工施設を整備します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
素材流通			
木材安定供給協定締結数	1	7	
原木市場を介した原木直送量(千m ³ /年)	8	30	
県外への県産素材移出量(千m ³ /年)	41	50	
製材・加工			
県産材製材品生産量(千m ³ /年)	97	200	素材換算量
建築用集成材生産量(千m ³ /年)	11	30	素材換算量
JAS ^{※14} 取得製材工場数	2	20	
製紙用チップ生産量(千m ³ /年)	19	80	素材換算量

注) 建築用集成材生産量は、県産材製材品生産量の内数

◆具体的施策

①原木市場等による原木の安定供給

- 比較的取扱量の大きい原木市場を有する県森林組合連合会及び県素材生産流通協同組合の役割・機能の強化・充実を図ります。
- 原木取引の円滑化を図るため、上記原木市場による大型製材工場等、大口需要者への原木入荷予定量等の情報提供と、木材生産現場への需要情報を提供する取組を推進します。また、県外の製材・合板工場等の情報を積極的に収集して、広域的な流通コーディネートを推進します。
- 国有林による計画的な原木供給と災害発生等による木材価格の急激な変動など、非常時における原木供給のセーフティネットとしての機能の発揮を推進します。

②素材流通コストの低減

- 原木市場の与信管理^{*15}機能と商流^{*16}機能を活用(物流機能の分離)した、大型製材工場への原木直送の取組を推進します。
- 森林組合による中間土場^{*17}の設置と、これを活用した大型トレーラーによる原木の直送を推進します。
- 県産材加工協同組合や渋川県産材センターによる、スケールメリットを活かした直送原木の受け入れ拡大を推進します。



写真：中間土場

③製材工場の施設整備、連携強化、新規工場誘致

- 価格、品質等、市場のニーズに応じた競争力のある県産材製品生産を目指して、製材工場の施設整備を推進します。
- 大型化・近代化に取り組むことが難しい製材工場においては、協同組合組織による製材加工や木材乾燥等の施設整備を推進し、製品性能向上、販売力強化を図ります。
- 大手住宅メーカー向け製品生産を視野に入れた工場整備と水平分業体制の確立により、製品の安定供給を図ります。



写真：集成材ラミナ製造

- 大幅増加が見込まれる県産材に対応するため、既存工場による加工能力等の状況を見極めながら、量産型の新たな加工・流通拠点施設整備を推進します。
- 製品の付加価値を高めるため、集成材等の高次加工製品の生産施設整備を推進します。
- B・C材の県内加工体制を整備するため、集成材、合板、ボード等の新規工場誘致を行います。

④県産材製品の品質強化及び広域流通の促進

- 木材乾燥等による品質の安定した県産材製品生産に取り組み、含水率表示、強度性能表示を推進します。
- 県内製材工場における構造用製材や人工乾燥構造用製材などのJAS(日本農林規格)認定取得を推進します。
- ぐんま優良木材品質認証センターの機能の強化を通じて、「ぐんま優良木材」を大手住宅メーカーの要求に対応でき得る品質基準に高めます。
- 県産材製品の県外移出を促進するため、物流拠点の設置や県外企業との連携に向けた調査・研究を行います。
- 今後の需要拡大が見込まれるDIY業界への製品供給を推進します。

⑤低質材及び中目材の加工・流通システムの構築

- 渋川県産材センターによる、A材からC材までの素材の全量・定額買い取りを推進し、林地残材や未利用資源の活用を図ります。
- 低質材の利用拡大を図るため、製紙用チップ、オガ粉等を製造する施設整備を推進します。
- 中目材の活用に向け、品質の安定した住宅用梁・桁等の横架材製品を生産する施設整備を推進します。
- 県産材の横架材等への利用を促進するため、利用技術の開発やハイブリット集成材^{※18}等、強度、性能を高めた製品生産に向けた研究に取り組みます。



『用語の解説』

※1：【中小規模製材工場】

林野庁では、出力規模が75KW未満（原木消費量：概ね2,000m³以下）を小規模工場、75～300KW（原木消費量：概ね2,000m³～10,000m³）を中規模工場としている。

※2：【大規模製材工場】

出力規模が300KW以上（原木消費量：概ね10,000m³以上）の工場。

※3：【系統原木市場への出荷】

群馬県内では、素材生産組合員は群馬県産材センターの県素材生産流通協同組合原木市場へ出荷、各森林組合は県森林組合連合会共販所に出荷と分かれている。

※4：【集成材】

板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別される。

※5：【合板】

丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着した板。

※6：【ボード】

木材を細かく削ったり粉砕した小片を主な原料にして、接着剤を使って熱圧成形した板。

※7：【林地残材】

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置される材木。

※8：【チップ】

木材を小片にしたもの。主にパルプの原料として利用される。

※9：【木材乾燥機】

短期間で木材を人工的に乾燥させる機械。

※10：【グレーディングマシン】

木材の強度の測定器。

※11：【水平分業】

企業が製品の開発・製造の各段階で外部に発注して製品化すること。効率化、柔軟化に利点がある。

※12：【ぐんま優良木材品質認証センター】

群馬県内で生産される木材製品の品質及び性能の確保を図るため、一定基準を満たした県産材の木材製品を「ぐんま優良木材」として認証する機関。

※13：【中目材】

丸太の末口径（丸太の梢側の切り口）が20～28cmの木材。柱には大きすぎ造作材には小さすぎるといって従来あまり利用されてこなかった。

※14:【JAS】

日本農林規格 (Japanese Agricultural Standard) のこと。農産物や畜産物、水産物などの他、それらの加工品につけられる品質保証のための規格。

※15:【与信管理】

取引開始時に取引先を選別し、各取引先に与信限度枠や与信期間の制限を設け、その制限内で取引を行い、さらに相手の経営状態などに注意し、状況によって取引量の調整などを行うこと。

※16:【商流】

商品の売買によってその商品の所有権が移転してゆく商取引活動 (受発注の流れ)。

※17:【中間土場】

木材の輸送や保管のために利用する集積所を「土場」といい、出荷先のニーズに応じて木材を選別するために山に近いところに設置する土場を「中間土場」という。

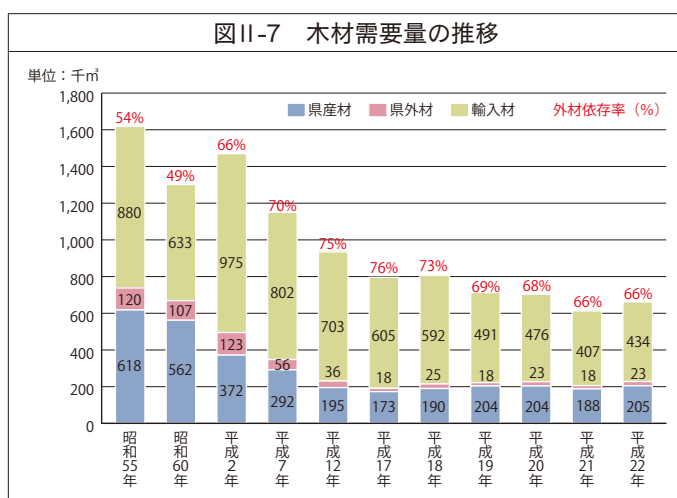
※18:【ハイブリッド集成材】

スギとヒノキを貼り合わせるなどした異樹種集成材のこと。国産材の消費拡大という目的のほか、強度を高める、表面を美しくするなどの効果がある。

(2)-3 需要の拡大

ア 現状・課題

- 県産材の自給率は低く、外材主流の流通・需要構造になっています。
- 森林の少ない県東南部地域においては、県産材の流通量が少なく、利用も低調です。
- 消費者から、「県産材の顔が見えない」、「県産材の生産から流通・加工に至るプロセスが不透明」と言う意見も寄せられています。
- 県民や自治体の県産材利用の重要性に対する一層の理解が必要です。
- 県内には、C材の利用施設がほとんどありません。
- 東日本大震災の発生により復旧・復興用木材需要が想定されるほか、原子力発電所事故の長期化から再生可能な木質バイオマスのエネルギー利用が注目されています。



(資料 群馬県：木材需給の現況)

イ 施策展開

外材から県産材への需要構造転換、地産地消・県内消費の拡大を図るとともに、大手住宅メーカー等への販売体制強化、C材等の需要拡大を推進します

POINT 施策のポイント

- ◇県産材住宅建設支援制度^{*1}や県産材品質認証制度を通じて、県産材の良さをPRし、木造住宅における県産材の使用率を高めます。
- ◇県産材製品の生産・加工・流通経路の透明性を高めるとともに、品質・性能表示等により県産材のブランド化を推進します。
- ◇「顔の見える木材での家づくり」などを通じて地産地消型住宅^{*2}建設を推進します。
- ◇新建材、プラスチック等の木材代替品から再び木材を使用する環境を整えます。
- ◇県内各市町村における公共建築物等の木材利用促進に関する方針の策定により、県産材の需要拡大を図ります。
- ◇再生可能なエネルギー源などとして、C材等、低質材の利用拡大を図ります。
- ◇県産材利用に対する消費者理解を醸成するため、木を使う社会づくり県民運動を展開します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
ぐんま優良木造住宅建築累計戸数	1,768	10,000	
建築用材に占める県産材割合(%)	22	50	
公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数	0	35	35全市町村
燃料用チップ・ペレット ^{※3} 生産量(千m ³ /年)	0	70	素材換算量

◆具体的施策

①県産材住宅の建設促進

- 木造住宅建築において、外材から県産材への資材転換を図るため、県産材住宅建設の促進、住宅建設における^{※4}在来工法^{※4}以外への工法やリフォームにおける県産材使用を推進します。
- 県は、「ぐんまの木で家づくり事業」による県産材住宅建設支援を行うほか、建具等への県産材使用を推進します。
- 森林所有者から建築業者に至る関係者が一体となって取り組む「顔の見える木材での家づくり」などを通じて、地産地消型住宅建設を推進します。
- 県産材住宅の建設が比較的少ない県東南部への売り込み強化を推進します。
- 県内自治体の姉妹都市や下流自治体との連携により、県産材住宅の建設促進を図ります。



写真：「ぐんま優良木材」を使用した県産材住宅

②市町村における県産材利用の促進

- 県内の全市町村による公共建築物等の木材利用促進に関する方針の策定を推進し、公共建築物、公共土木事業に県産材を積極的に使用する体制づくりに努めます。
- 地元市町村内で生産された木材の利用や上下流の連携による上流域の市町村で生産された木材の利用を推進します。
- 保育園や幼稚園、高齢者福祉施設等の内装の木質化を推進します。



写真：木質内装化された幼稚園

③非住宅分野への県産木材の利用促進

- 商業施設等、木造率の低い非住宅分野への県産材利用を推進します。
- 木製ガードレールや転落防止のための木柵、手摺りなど、外構施設での県産材使用を推進します。
- DIY業界との連携により、個人消費者向けの豊富な資材を取り揃えた小売りの環境づくりを推進します。



写真：木質ガードレール

④県産材製品の販売体制強化

- 生産・加工・流通経路が明確で、品質・性能に優れた「ぐんま優良木材」を本県のブランド材として、県内外で普及します。
- 関係者で構成する販売協議会等の設置により、大手住宅メーカー等への県産材製品取り扱いの働きかけを行います。

⑤木質バイオマスの総合利用

- 再生可能なエネルギー源として、発電事業や公共施設等における木質バイオマスの燃料利用を推進します。
- 木質ペレット、薪材等の供給システムの確立を目指し、生産・加工・流通体制整備を推進します。
- 木質バイオマスを燃料とする家庭用ストーブ等の導入を推進します。
- 木質バイオマスの簡易で効率的なエネルギー利用に向けた、実践・研究に取り組みます。
- C材、製材残材等から発生したチップの県外需用者への販売を推進します。



写真：木質ペレット

⑥木を使う社会づくり県民運動の展開

- 木の良さや木材利用の重要性を紹介し、県産材利用に結びつける県民運動を展開します。



『用語の解説』

※1：【県産材住宅建設支援制度】

「ぐんまの木で家づくり支援事業」のこと。群馬県産の木材「ぐんま優良木材」を使って住宅を新築したり、内装をリフォームする場合に、県から費用の一部を補助する制度。

※2：【地産地消型住宅】

国産材・地域材を利用した住宅。森林の循環機能を高め、森林が抱える諸問題の解消につながるほか、外国や日本全国から輸送するより二酸化炭素の排出量を削減することができる。

※3：【ペレット】

オガ粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ・ボイラーの燃料として使用する。

※4：【在来工法】

日本の代表的な木造建築工法であり、木材の土台、柱や梁等の軸組で荷重を支える建築工法。在来軸組工法ともいう。

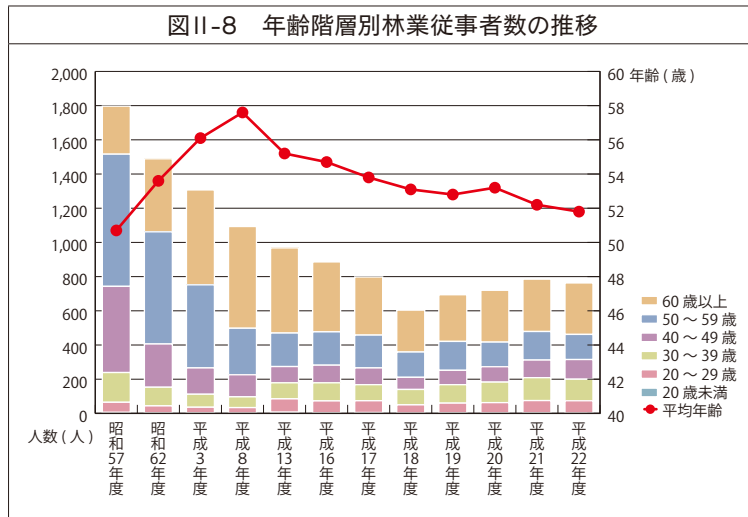
(3) 林業の担い手等の確保・育成

ア 現状・課題

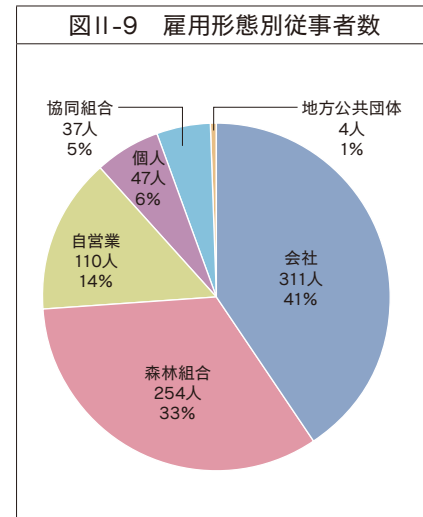
(林業従事者)

○平成22年度の林業従事者^{※1}数は763人で、平成18年度の604人を底に漸増傾向にあります。

○林業従事者の平均年齢は51.8歳と高齢者の割合は高いものの、若返りの傾向にあります。



(資料 群馬県：林業従事者実態調査)



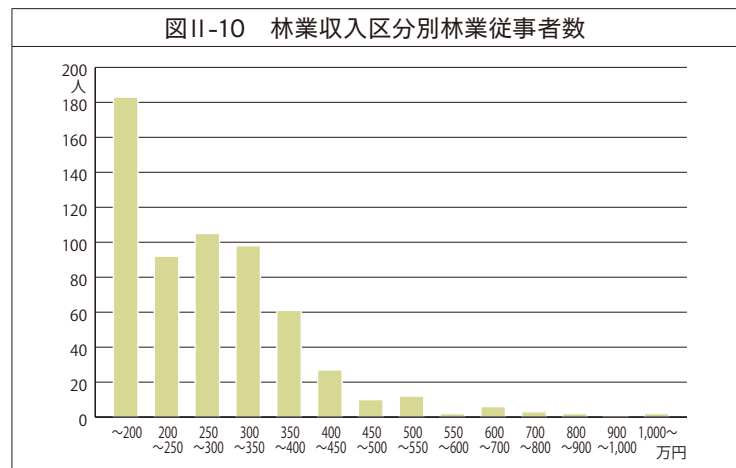
(資料 群馬県：林業振興課業務資料)

○林業への新規就労者数は平成16年度以降、毎年40人前後で推移してきましたが、平成22年度の新規就労者数は50人(平均年齢37歳)と、増加しました。

○新規就労者の定着率は、「緑の雇用^{※2}」研修生で3年経過後が68%、4年経過後で50%となっています。

○林業従事者の賃金支払い形態は、日給が約7割を占めています。また、250日以上就労した者の推定平均年収は352万円で、県内全産業平均374万円を下回っています。

○労働災害の発生頻度等は、全産業平均に比べ高く、労働環境は厳しい状況にあります。



(資料 群馬県：林業従事者実態調査)

（林業技能・技術者等）

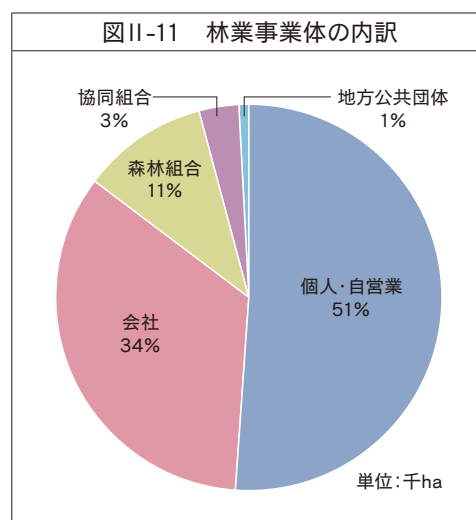
- 地域の森林をマネジメントし、森林所有者との交渉、森林評価^{※3}等のできる人材が不足しています。
- 木材の集運材に必要な資格取得者は3割程度、高性能林業機械オペレーター研修修了者も1割程度にとどまっています。

（林業事業者）

- 県内には152の林業事業者があり、うち一人親方^{※4}等の個人事業主が50%以上を占め、高齢化が進んでいます。また、年間素材生産量1,000m³以下が59%を占めるなど、小規模・零細な経営が多い状況にあります。
- 県内16森林組合には、森林所有者の41%が加入し、組合員所有森林面積は民有林面積の61%を占めています。
- 森林組合は、地域林業の中核的担い手で、造林・間伐実績等の施業履歴や所有者情報等を集積しています。
- 1森林組合当たりの経営面積、払い込み済み出資金、総事業収益はいずれも全国平均の2分の1程度で、経営基盤は脆弱です。
- 森林組合は、民有林間伐面積の79%を実施していますが、素材生産は県内民有林素材生産量の23%で、経営内容は造林・保育等の森林整備が主体です。
- 森林組合の平均年間素材生産量は、全国平均の約3分の1と低調です。
- 森林組合は民有林の森林整備事業、その他の民間事業者は素材生産と国有林事業を主に実施しています。
- 新たな取組みを開始した事業者もあります。

A 森林組合 : 提案型集約化施業の関東地区モデル組合として素材生産

B 民間事業者 : 集約化と列状間伐を組み合わせた効率的な作業システムで民有林の森林を間伐するとともに契約工場へ原木を直送



(資料 群馬県：林業振興課業務資料)

❏ 施策展開

森林組合を中核に、新しい時代の森林・林業を支える担い手を確保・育成します

POINT 施策のポイント

- ◇林業従事者の確保・定着化を図るため、就労希望者向け相談会や現場体験会の開催、給与体系の見直し等による待遇改善や労働災害防止等の対策に取り組みます。
- ◇森林施業プランナー、現場技能者、フォレスターなど、新たな森林・林業を展開するための、人づくり、体制づくりを行います。
- ◇計画的・効率的な森林施業を推進するため、森林組合を中心とする長期施業受託による林業経営への移行を進めます。
- ◇林業事業体の経営基盤を強化するため、森林組合と素材生産業者や造林業者などの民間事業体との連携、民間事業体同士の連携、建設業との連携を進めます。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
林業従事者			
林業従事者数	763	800	
新規就業者数	42	40人台	現状値は過去5年間の平均
60歳未満の林業従事者数	462	600	
森林組合			
中核森林組合※5数	7	10	
林業事業体			
現場技能者養成数	0	400	
森林施業プランナー養成数	14	100	
認定事業体数	37	50	
県			
フォレスター養成数	0	40	

◆具体的施策

①林業従事者数の維持と新規就業者の確保

- 社会保険料等の支援を通じ、林業従事者の雇用環境改善に取り組みます。
- 林業従事者の能力・技能を引き出し林業への定着を図るため、林業事業者による能力、生産性を評価した給与体系の見直しなどを推進します。
- 林業に就きたい、自然の中で働きたいと思う人々に対して就業相談会や「ぐんま林業学校事業^{*6}」による現場体験会など就業の円滑化の取組を推進します。
- 労働災害を減らすため、林業の現場で働く全ての人の労働安全知識の向上を目指して、県及び林業・木材製造業労働災害防止協会（林災協）による研修会の開催、現場指導を行います。



写真：東京で開催された林業就業相談会

②新たな森林・林業を展開する人材の養成

- 提案型集約化施策を推進するため、経済的な視点や作業の効率性の視点をもって実践する森林施業プランナーを養成します。
- 地域の森林組合による集約化を支援するため、県森林組合連合会に森林施業プランナー指導員を配置する取組を推進します。
- 現場条件に応じて、適切かつ安全で効率的な森林作業を行うため、高性能林業機械技術研修、作業道作設オペレーター研修、現場管理責任者研修等により現場技能者を養成します。
- 県は、森林所有者や市町村へ長期的な視点に立った森づくりの指導や、林業事業者への提案型集約化施策の指導を行うため、県職員をフォレスターとして養成します。



写真：高性能林業機械研修

③森林組合を中核とする林業経営の確立

- 森林経営計画による面的まとまりを持った計画的・効率的な森林施業を推進するため、森林所有者個人による森林経営から森林組合への長期施業受委託による林業経営への移行を推進します。

- 施業集約化、森林所有者の合意形成、森林経営計画の作成を最優先とする森林組合の業務方針を支援するとともに、全ての組合員を対象にした森林経営計画の作成、森林経営計画への非組合員所有森林の取り込みによる団地化など、集約化に対する取組を推進します。

④林業事業体の経営基盤の強化

- 森林管理の長期受託契約等による、林業事業体の安定的な事業量確保の取組を推進します。
- 森林組合と民間事業体との連携による森林経営計画の共同作成、素材生産事業の受委託など、お互いのノウハウを活かした取組を推進します。
- 一人親方等の民間事業体では、後継者の育成と安定的な事業量や労働力確保のため、他の事業体との協業など、組織強化を推進します。
- 建設業が培ってきた建設機械の操作技術を活用した作業道等の作設、素材生産の拡大など、林業事業体と建設業との連携を推進します。
- 県は、森林組合と民間事業体による意見交換会の開催などを通じて、林業事業体間の情報の共有に努めます。



『用語の解説』

※1：【林業従事者】

森林組合や民間の林業会社の社員として、造林や伐採、搬出など、林業に従事する者。

※2：【緑の雇用】

日本国内で行われている林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度の総称。

※3：【森林評価】

山林及び森林の立木の価額を評価すること。

※4：【一人親方】

労働者を雇用せずに自分自身と家族などだけで事業を行う事業主のこと。

※5：【中核森林組合】

一定の事業利益を確保できる組織体制と経営基盤を有し、健全な経営を実現できる森林組合。経営指標など各種項目の認定水準を満たしたものが都道府県によって認定される。

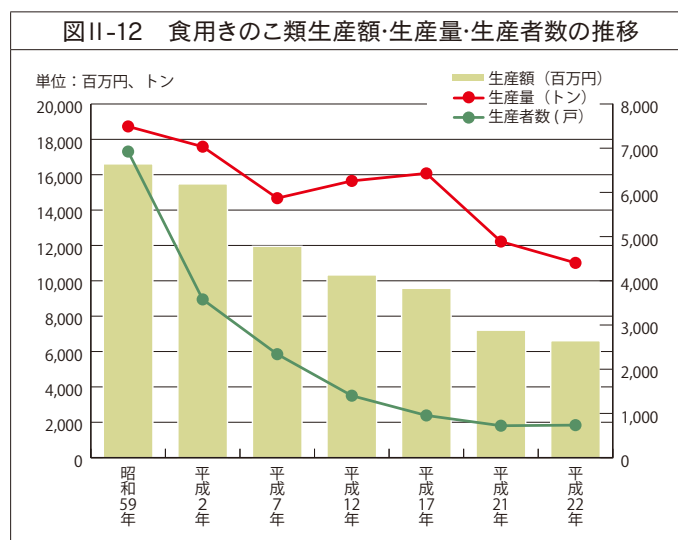
※6：【ぐんま林業学校事業】

林業への就業希望者を対象とした実践現場での刈払い、間伐等の実地作業研修。理想と現実との溝を埋める。ほかに、既就業者を対象とした林業技術向上のための研修も実施。

(4) きのこと産業等の振興

ア 現状・課題

- 全国有数のきのこ生産県ですが、きのこ類の生産額は昭和59年次(約166億円)をピークに減少し、平成22年次には約66億円となっています。
- 生産形態は農林業の複合経営から企業の栽培へと移行しています。
- 生産者は、高齢化等により減少しています。
- 生しいたけは、原木栽培^{※1}から菌床栽培^{※2}へと移行しています。
- 農協系統出荷が主流ですが、直売所等への直接出荷も増加しています。
- 消費者ニーズと小売形態の多様化への対応が必要です。
- きのこの消費量は増える傾向にありますが、産地間競争の激化から価格は低迷し、所得確保には生産の効率化が必要となっています。
- 放射性汚染物質問題や残留農薬^{※3}問題など、食の安全・安心への取組が求められています。
- 木炭の生産量は、近年の景気減退の影響もあり、減少傾向にあります。



(資料 群馬県：特用林産物生産・流通の実態)



写真:ぐんまの“きのこ”(しいたけ、まいたけ、なめこ、ぶなしめじ、エリンギ、えのきたけ、ひらたけ)

❏ 施策展開

力強く躍進する群馬のきのこ産業の確立と林産物の振興を図ります

POINT 施策のポイント

- ◇生産コスト低減、安定生産を図るため、きのこ生産基盤の整備を推進します。
- ◇原木しいたけ栽培への新規参入を促し、自伐による原木確保を推進します。
- ◇認定農業者^{※4}など、中核となるきのこ生産者を育成します。
- ◇安全・安心なきのこを生産するため、徹底した生産工程管理を推進します。
- ◇各種イベントを開催して、県産きのこのブランド化を推進します。
- ◇直売所におけるきのこ・山菜販売など、観光との連携を強化します。
- ◇適径以外の原木利用や廃ほだ、廃菌床を活用した収入確保を推進します。
- ◇木炭、竹炭の新たな利用方法を確立し、利用拡大に努めます。
- ◇地域性のある林産物の栽培、加工など、新たな林産物の発掘、利用を推進します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
きのこ生産量(トン)	11,014	13,000	
きのこ生産額(億円)	66	78	
中核的きのこ生産者数	138	150	年間生産量10t以上
県内産しいたけ原木の購入数(m ³)	13,653	15,000	
農業生産工程管理(GAP) ^{※5} 等取組生産者数	2	7	
主要生産きのこ品目数	4	7	年間生産量1,000t以上、または全国順位5位以内

◆具体的施策

①きのこ生産体制の強化

- きのこ発生の効率化や定量化に向けた生産施設の近代化を推進します。
- 低コスト化と品質の安定化を図るため集荷の共同、共選化を推進します。
- 原木の安定的な確保を図るため、しいたけ原木の共同購入を推進します。
- 後継者を含めた新規参入者の拡大を図るため、栽培技術の講習会や自伐による原木の確保に対応した原木伐採研修会を開催します。



写真：きのこの自動選別作業

- きのこ生産者が認定農業者として認定されるよう、JAや各種団体と連携して経営指導に当たります。
- 本県オリジナルの品種や他にないきのこを育成して、市場競争力を高めます。

②安全で、安心なきのこの生産

- 消費者ニーズに応じた安全・安心なきのこ生産を促進するため、原木・菌床の情報から生産者、生産方法まで一連の透明性を高めます。
- 生産工程において、全ての記録や点検を行う「農業生産工程管理(GAP)」への取組を推進します。
- 食の安全、安心に関する普及啓発セミナーを開催して、生産者等の意識の向上に努めます。

③消費拡大、販売促進、宣伝活動の強化

- きのこ品評会・きのこ料理コンクールの開催、各種フェア・イベントへの参加を通じて、きのこの消費拡大に努めます。
- 植菌済みの原木や菌床の販売により、家庭等での栽培を通じて、きのこをより身近に感じる取組を推進します。
- 観光ルートにおける直売所を活用して、地域の生産者が自ら販売する取組を推進します。



写真：きのこ品評会

④森林資源、林産物の有効活用

- 適径以外の伐採原木は、現在普及しつつある薪ストーブの薪として利用するほか、木炭、オガ粉等の段階的利用を進めます。
- きのこ生産後の廃ぼた、廃菌床は、菌床基材への再利用やバイオマス燃料として利用するなど、最後まで利用する取組を推進します。
- 木炭、竹炭は、燃料としての利用のほか、消臭や湿度調整、土壌改良など、新たな用途を開発し、利用拡大に努めます。
- ギョウジャニンニク、イワダケ等これまで一部の地域でしか利用されていない森林資源、林産物を発掘し、利用を推進します。



『用語の解説』

※1：【原木栽培】

コナラなどの樹木を同じ長さに切ったもの(原木)に穴をあけて種菌を打ち込み、菌を蔓延させてきのこを発生させる方法。

※2：【菌床栽培】

オガクズなどの木質基材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地(菌床)で、きのこを栽培する方法。

※3：【残留農薬】

作物や動植物の体内や体表面、あるいは土壌中に残存している農薬。

※4：【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、田畑の拡大や機械化などについて取りまとめた農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

※5：【農業生産工程管理(GAP)】

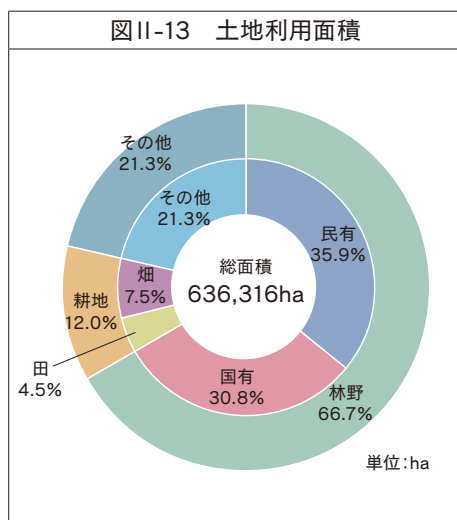
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。Good Agricultural Practiceの略。

2 森林環境の保全

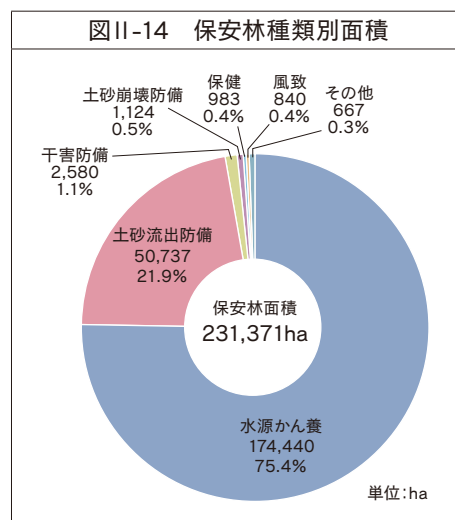
(1) 公益的機能の高い森林づくり

ア 現状・課題

○県土面積の3分の2を森林が占め、国有林率46%、保安林指定率54%は、全国平均の29%、47%に比べ高い状況にあります。



(資料 群馬県：森林林業統計書)



(資料 群馬県：森林林業統計書)

- 利根川の上流に位置し、水源の涵養^{かん}、災害防止など、本県の森林が果たす公益的な役割は、首都圏の生活、産業活動を守り支える上で、極めて重要となっています。
- 東毛地域の平地林から北毛地域の亜高山帯に至る多種・多様な森林が存在し、多くの動植物が生息しています。
- 辺境の奥山まで人工林化が進み、整備の遅れた森林が増加傾向にあります。
- 平地林が近県に比べ少ない状況にあります。
- 耕作放棄地の増加、竹林の拡大、マツクイムシ被害^{※1}の拡大等により、里山の荒廃が進行しています。
- ニホンジカの生息域が拡大し、幼齢木の食害や角とぎによる剥皮被害が増加しています。また、ツキノワグマによる高齢木の剥皮被害の拡大は、森林所有者の経営意欲を減退させるなど深刻な状況にあります。



写真：ツキノワグマによる剥皮被害



写真：シカの角とぎによる剥皮被害

○県内では、平成22年に初めてカシノナガキクイムシによるナラ枯れ^{※2}が確認され、今後の拡大が懸念されています。

1 施策展開

公益的機能を高度に発揮する森林づくりを進めます

POINT 施策のポイント

- ◇関東一の森林県、水源県ぐんまとして、水源涵養^{かん}、災害防止、地球温暖化防止機能等、公益性の高い森林の造成を行います。
- ◇生物多様性を保全する森林の整備と造成方法の調査研究を行います。
- ◇採算性の見込めない森林については、新たな森林整備方法の調査研究を進めるほか、公的な森林整備を推進します。
- ◇拡大しているシカ、ツキノワグマによる樹皮の剥皮対策として、鳥獣保護事業計画^{※3}や他の計画との整合性を保ちつつ、被害防止に努めます。
- ◇ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、早期発見・駆除に努めます。
- ◇公益上特に重要な森林は、保安林指定、公有林化などによる公的森林管理を推進します。
- ◇森林の無秩序な伐採、開発を防止するため、県、市町村が連携して巡視、指導を行います。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
広葉樹造林面積(ha/年)	85	100	
民有林治山事業による森林整備面積(ha)	—	4,000	10年間累計
保安林指定面積(ha)	—	400	10年間累計
民有林治山事業施工面積(ha)	—	600	10年間累計
平地林保全面積(ha)	526	530	

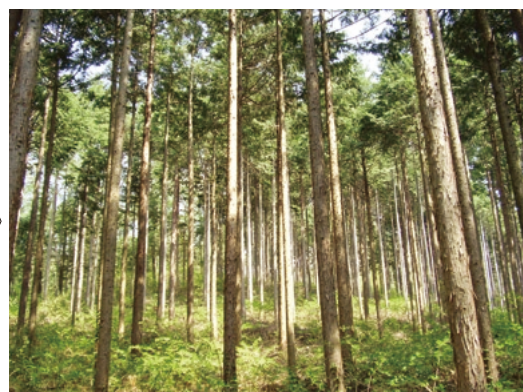
◆具体的施策

①森林の公益的機能を高める森林整備の推進

- 市町村が作成する市町村森林整備計画に基づき、森林の機能区分^{※4}に応じた整備・保全に取り組みます。
- 手入れの遅れた森林や荒廃した竹林の整備を推進し、森林の有する公益的機能を高めます。
- 県は、水源の涵養^{かん}、災害の防止など、これまで重視されてきた公益的機能の発揮に加え、生物多様性の保全に資する森林の整備方法についての調査・研究を進めます。また、一斉林^{※5}や単層林^{※6}から混交林^{※7}や複層林^{※8}へ誘導するための研究も進めます。



写真：手入れが必要な森林
（立木が混み合い、日が差し込まず、下草が消失して土壌が流出）



写真：手入れを行った森林
（日が差し込み、立木が旺盛に成長）

- 県は、保安林等の公益上特に重要な森林の機能を高めるため、治山事業等によって森林の整備を行います。
- 森林所有者だけでは対応できない竹林の整備にあつては、森林ボランティアやNPO 法人との協定に基づいた整備を進めます。

② 公的森林管理及び山地災害対策の推進

- 水源涵養^{かん}や災害防止、また、都市周辺の環境保全など、公益上、特に重要な森林は、保安林の指定によって長期にわたって保全します。また、公的森林管理のひとつとして、県及び市町村による公有林化などを検討します。
- 県は、山腹工事や治山ダムの設置などにより、山地災害の復旧・予防に取り組み、国土の保全と地域の暮らしの安全を確保します。



写真：赤城山の保安林



写真：山地災害の発生



写真：山地災害の復旧

③森林獣害防止対策の実施

- シカ、ツキノワグマによる樹木の剥皮被害を防止するため、忌避剤^{※9}塗布や被害防止テープ等の巻き付け、侵入防止柵の設置などを推進し、森林所有者の林業活動を支援します。
- 多種・多様な森林づくりによって野生鳥獣の生息環境を確保し、里山の被害軽減を図ります。
- シカの食害、角とぎ等被害の著しい地域においては、シカ適正管理計画^{※10}などとの整合性を保ちつつ、個体数調整等に取り組みます。
- ツキノワグマによる剥皮等の行動を究明するため、県は、被害防止に向けた調査、研究に取り組みます。

④ナラ枯れ、マツ枯れ被害の防止

- カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、県、市町村及び国有林は連携して情報収集に努め、早期発見・駆除対策を推進します。
- ナラ枯れは、高齢樹の発生が多いことから発生地周辺では、健全木の伐採・利用を図って森林の若返りを推進します。
- 保全すべき重要なマツ林や単木は、薬剤の樹幹注入によりマツクイムシ被害の防止に努めます。



写真：赤茶色に変色したナラ枯れ箇所



写真：カシノナガキクイムシ

⑤平地林の保全・管理

- 平地林の保全に対する気運が一層高まるよう、地域住民への働きかけを積極的に行います。
- 地域のシンボル、憩いの場、環境学習の場などとして重要な平地林は、当該自治体による森林所有者との協定あるいは公有林化等を通して保全を図ります。



写真：住民に親しまれる平地林

⑥伐採届制度、林地開発許可制度の適正な運用

- 県及び市町村は、無秩序な森林の伐採や開発を防止するため、森林法に基づく権限を適正に行使します。
- 県は、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員によってゴミの不法投棄や違法な開発・伐採などの早期発見に努めます。
- 県及び市町村、森林組合は、情報の共有に努め、密接な連携により事案に適正に対処します。



写真：土石採取を目的とした林地開発地



『用語の解説』

※1：【マツクイムシ被害】

マツノマダラカミキリにより運ばれた体長約1mmの線虫であるマツノサイセンチュウがマツの樹体内に進入することにより引き起こされるマツの伝染病。

※2：【カシノナガキクイムシによるナラ枯れ】

カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穴をあけて穿入し、体に付着した「ナラ菌」を多量に樹体内に持ち込むことにより発生する樹木の伝染病。

※3：【鳥獣保護事業計画】

鳥獣の保護繁殖を目的とする事業を実施するため、環境大臣が定める基準に従って各都道府県で策定する計画。鳥獣の捕獲などを規制する地域の設定や捕獲許可に関する規定、普及啓発活動などについて定めている。

※4：【森林の機能区分】

森林の有する多面的機能を上手に活かすために、それぞれの森林で特に大切な機能に応じて森林を分けたもの。

※5：【一斉林】

皆伐跡地に一斉に植林して造った、単一の樹種の森林のこと。

※6：【単層林】

人工更新により造成され、林齢や樹種が同じで、単一の樹冠層からなる森林のこと。

※7：【混交林】

2種類以上の樹種が存在する森林のこと。

※8：【複層林】

人工更新により造成され、林齢や樹種の異なる樹木で構成された森林のこと。

※9：【忌避剤】

有害な動物が嫌う味や臭いを使って近寄らないようにする薬品。

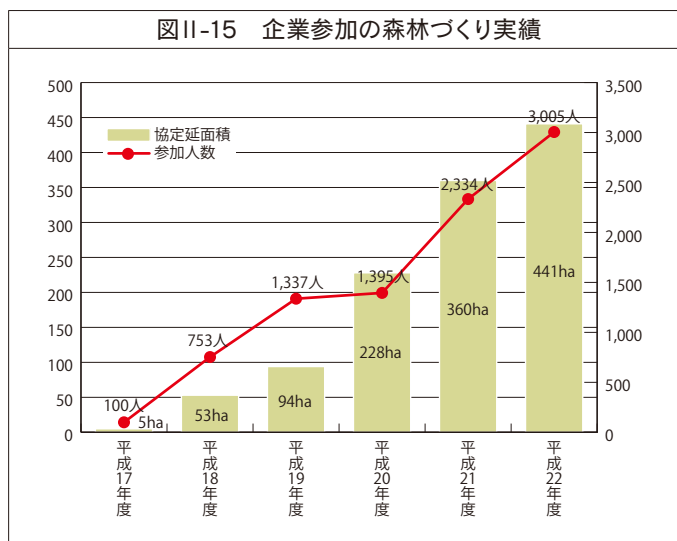
※10：【シカ適正管理計画】

個体数の調整、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、ニホンジカを適正に保護管理していくための計画。

(2) 森林を支える仕組みづくり

ア 現状・課題

- 森林の造成には50年、100年という長い年月を要するため、親から子へ、子から孫へと世代を超えた取組が必要です。
- 企業、下流自治体、ボランティア団体等、様々な主体による森林整備活動の輪が拡大しています。
- 全国育樹祭^{※1}開催を記念し、毎年10月の第一日曜日を「ぐんま山の日」に制定しました。
- 中高年や女性の登山ブーム、森林療法^{※2}等、森林の総合利用が活発化しています。
- 森林整備等の公共事業予算は年々減少しています。
- 山村地域では過疎化・高齢化が進行し、集落機能の維持が困難な状況になりつつあります。
- 近年、山村の有する教育力が見直され、都市の子供たちが山村留学や長期滞在によって交流を深める取組が始まっているほか、山村で暮らす若者たちも散見されます。



(資料 群馬県：林政課業務資料)

イ 施策展開

森林の恩恵を受ける全ての人々の力を結集して、森林を守ります

POINT 施策のポイント

- ◇社会全体で森林を守り、次代に引き継ぐ仕組みづくりに取り組みます。
- ◇実践型森林ボランティアの育成、企業参加の森林づくり^{※3}を進め、民間の力も活用して森林整備を推進します。
- ◇受益者の協力を得て森林整備を進めます。
- ◇森林、林業に関する子ども達への教育を充実します。
- ◇森林の総合的な利用を推進します。
- ◇森林と山村地域住民を介した都市と山村の交流を推進します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
森林ボランティア団体会員数	3,800	4,200	
企業ボランティア協定締結数	26	50	
森林環境教育参加者数(県主催)(人/年)	2,200	2,500	
森林によるCO ₂ 吸収量認証 ^{※4} 件数	8	40	10年間累計
森林公園入場者数(万人/年)	72	80	

◆具体的施策

①森林ボランティア活動の推進

- 森林ボランティアなど、民間活力を用いた森林整備を推進します。
- 森林ボランティアの技術向上のため、県及び林業関係団体によるチェーンソーや刈払機の講習会を開催するほか、現場での実習を通して実践型の森林ボランティアを養成します。
- 県は、企業参加の森林づくりを推進するため、フィールドの紹介や森林所有者との協定の締結など、企業と森林所有者の仲立ちを積極的に行います。
- 県は、企業や森林ボランティアによる森林整備・保全活動の評価として、CO₂吸収量認証や各種マスメディアを用いた活動紹介を行います。



写真：企業参加の森林づくり活動

②受益者の協力による森林整備の推進

- 県は、森林整備を推進するため森林環境税等、新たな財源確保の方法について検討します。
- 緑の募金等、県民の自らの意志による協力活動を推進します。
- 利根川を中心に、水の恩恵を受けている下流の人々等との森林整備協定の締結や費用負担による森林整備を推進します。
- 二酸化炭素の排出と森林整備による吸収を相殺するカーボン・オフセット^{※5}について、幅広い分野の企業や自治体との協定締結を推進します。



写真：緑の募金活動

③森林環境教育の推進

- 県は、子ども達が実際に森林を訪れ、触れる機会の確保に努めるとともに、森林環境教育の指導者育成にも積極的に取り組みます。
- 緑の少年団^{※6}活動が活発になるよう関係機関と連携し、子ども達の自由な発想による取組を支援します。
- 森林環境教育を推進する団体との協働により、森林を見る目、基本的な接し方など多方面からの森林へのアプローチを推進します。



写真：緑の少年団による植樹活動

④森林の総合利用の推進

- 県民が森林や自然に触れ合う場として森林公園などの施設を整備し、より多く利用してもらうためのPRを行います。
- 森林療法等、様々な森林の利用活動を推進します。



写真：森林公園での自然観察会

⑤森林と人との関係性の構築

- 県は、平成22年10月の「全国育樹祭」開催を契機に制定した「ぐんま山の日」や毎年行われている県植樹祭などを通して、森林と人との好ましい関係性の構築に努めます。
- 自然と人との共生に向けた、適切な森林の利用と保全の両立に努めます。

⑥森林、山村、地域住民を介した都市と山村の交流

- 森林をはじめとした、山村地域の様々な資源を活用した多様な交流メニューの作成等によって、都市住民と地域住民との交流を促進します。



COLUMN [コラム] 全国育樹祭

平成22年10月3日、沼田市と川場村にまたがる県立森林公園「21世紀の森」において「樹の息吹 育ててつなぐ 地球(ほし)の未来」を大会テーマに第34回全国育樹祭を開催しました。

式典では、皇太子殿下から「森林を守り育てる活動の輪が、ここ群馬から全国へ、世界へ広がり、そして未来へと継承されていくことを切に願います」とのおことばをいただきました。

お手入れでは、平成10年の全国植樹祭で天皇陛下がお手植えされたスギに枝打ちを、皇后陛下がお手植えされたヒノキに土壌改良材を施していただきました。

また併催行事として開催した「全国緑の少年団活動発表大会」や「育林交流集会」、記念行事の「森林・林業・環境機械展示実演会」にも多くの人が訪れ、大いに盛り上がりました。





『用語の解説』

※1：【全国育樹祭】

全国植樹祭と並ぶ国土緑化運動の中心的行事。(社)国土緑化推進機構と開催地の都道府県が中心となり毎年秋に開催される。本県では、平成22年10月3日に第34回全国育樹祭を県立公園「21世紀の森」で開催した。(P52のコラム参照)

※2：【森林療法】

森の風景や香り、鳥のさえずり、木の肌ざわりなど、森が持つ力強さを体全体で感じて心身を癒やし、元気を取り戻させようとする方法で、森林浴はその代表的なもの。

※3：【企業参加の森林づくり】

社会貢献として森林整備ボランティア活動をしようとする企業や団体と、自らの手でなかなか整備ができない森林所有者との間を県が橋渡ししながら、群馬県の森林をみんなの手で守り、育てていく取り組み。

※4：【森林によるCO₂吸収量認証】

企業・自治体・ボランティア団体などが、森林整備協定を結んで実施する植栽・間伐などの森林整備等の効果を、二酸化炭素の吸収量として県が認証する制度。

※5：【カーボン・オフセット】

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等を購入することなどにより相殺(オフセット)すること。

※6：【緑の少年団】

緑を愛し、守り、育てる活動を通して心身を鍛え、人や社会を愛する心豊かな人間を育むことを目的とした団体。群馬県では県内の全小学校と半数以上の養護学校等に結成され、全国一の規模を誇る。

第5章 施策の推進方策

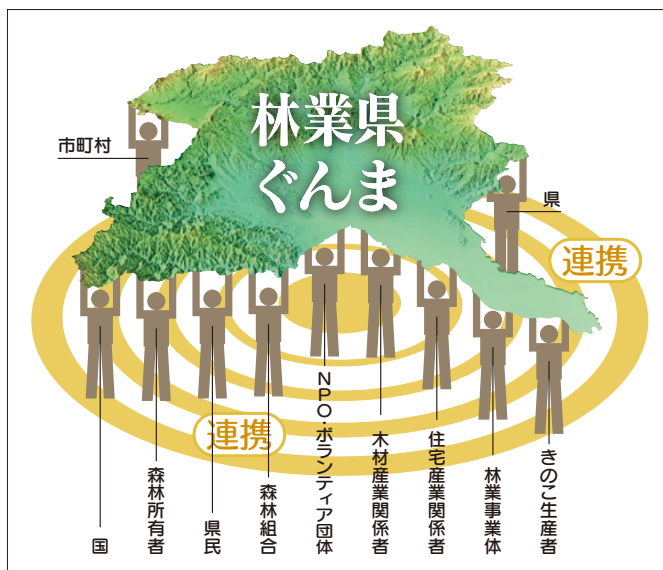
1 計画の推進体制

本計画の大きな目標は、先人たちが営々と築き上げてきた森林資源がいよいよ収穫期を迎えていることを踏まえ、この森林資源を有効に活用し、もって県内の森林・林業の再生を図ることです。

この計画の推進に当たっては、県をはじめとした県内の森林・林業に関わる全ての者の、これまでの「造林・育林を主体とする事業」から、「低コストで木材を収穫し、その木材を余すことなく活用していく事業」にステップアップするという意識改革が欠かせません。

また、この計画を実効性あるものにするためには、関係者それぞれの責任を持った行動と一致団結した取組が必要です。

このため、森林・林業関係者、県民、行政等からなる『群馬県森林・林業基本計画推進会議(仮称)』を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行うとともに、関係者の連携強化を図り、目標の実現に向けて本計画を推進することとします。

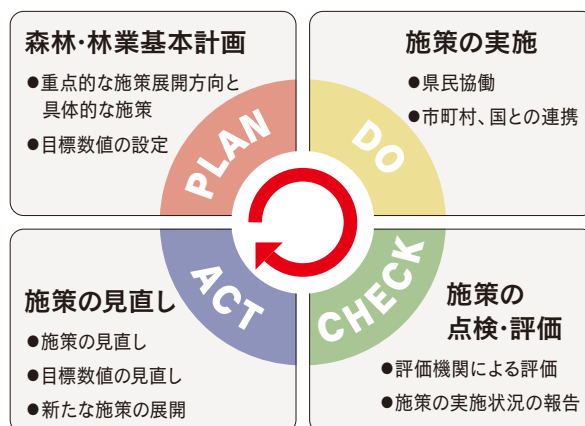


2 計画の管理・公表

(1) 進行管理

本計画については、PDCAサイクル^{※1}の手法により進行管理します。

また、年度別実行プログラム(行程表)を作成し、数値目標等を用いて施策の進行状況を管理します。



(2) 評価

群馬県森林・林業基本計画推進会議（仮称）において、毎年度、施策の評価・点検を行います。

(3) 公表

施策の評価・点検結果について、県ホームページ、各種広報手段等により毎年度公表します。

(4) 改善

目標設定の前提となる社会経済情勢の大幅な変化や国の基本方針の転換、あるいは施策の評価結果に基づく重要な変更の必要等があった場合には、計画期間中であっても計画内容を適宜見直します。

なお、計画策定から5年が経過する平成27年度には全面見直しを行います。



『用語の解説』

※1：【PDCAサイクル】

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するシステム。

数値目標

数値目標一覧表

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)
森林の持続的経営		
森林経営計画面積(千ha)	参考：森林施業計画 77	110
木材生産体制強化		
素材生産量(千m ³ /年)	205	400
生産基盤		
森林経営計画区域での利用間伐面積(ha/年)	参考：県内民有林での 利用間伐 828	2,000
森林GIS導入森林組合率(%)	63	100
提案型集約化施業実施事業体数	14	23
路網整備		
森林経営計画区域での路網開設延長(km)	—	1,300
機械化		
高性能林業機械稼働台数	104	160
高性能林業機械を駆使した素材生産専門チーム数	32	50
集約化施業を行う団地での素材生産性 [間伐](m ³ /人・日)	参考：県内全森林での 主伐・間伐平均 2.9	10
加工・流通体制強化		
素材流通		
木材安定供給協定締結数	1	7
原木市場を介した原木直送量(千m ³ /年)	8	30
県外への県産素材移出量(千m ³ /年)	41	50
製材・加工		
県産材製材品生産量(千m ³ /年)	97	200
建築用集成材生産量(千m ³ /年)	11	30
JAS取得製材工場数	2	20
製紙用チップ生産量(千m ³ /年)	19	80
需要の拡大		
ぐんま優良木造住宅建築累計戸数	1,768	10,000
建築用材に占める県産材割合(%)	22	50
公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数	0	35
燃料用チップ・ペレット生産量(千m ³ /年)	0	70

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)
林業を支える人材育成		
林業従事者数	763	800
新規就業者数	42	40人台
60歳未満の林業従事者数	462	600
中核森林組合数	7	10
現場技能者養成数	0	400
森林施業プランナー養成数	14	100
認定事業体数	37	50
フォレスター養成数	0	40
きのこ産業等の振興		
きのこ生産量(トン)	11,014	13,000
きのこ生産額(億円)	66	78
中核的きのこ生産者数	138	150
県内産しいたけ原木の購入数(m ³)	13,653	15,000
農業生産工程管理(GAP)等取組生産者数	2	7
主要生産きのこ品目数	4	7
公益的機能の高い森林づくり		
広葉樹造林面積(ha/年)	85	100
民有林治山事業による森林整備面積(ha)	—	4,000
保安林指定面積(ha)	—	400
治山事業施工面積(ha)	—	600
平地林保全面積(ha)	526	530
森林を支える仕組みづくり		
森林ボランティア団体会員数	3,800	4,200
企業ボランティア協定締結数	26	50
森林環境教育参加者数(県主催)(人/年)	2,200	2,500
森林によるCO ₂ 吸収量認証件数	8	40
森林公園入場者数(万人/年)	72	80

参考資料

●群馬県森林・林業基本計画策定委員会委員名簿

氏名	所属・職
石澤 尚史	●関東森林管理局計画部長
一場 章良	●一場製材株式会社代表取締役 ●群馬県木材組合連合会副会長 ●吾妻木材組合組合長
内山 総太郎	●有限会社内山林業 ●日本林業経営者協会評議員
浦部 秀一郎	●多野東部森林組合会計主任 ●農林水産省森林・林業再生プラン推進本部森林組合改革・林業事業体育成検討委員会委員
菊川 照英	●NPO法人フォレストぐんま 21 理事長
齋藤 英之	●株式会社斉藤林業代表取締役
鈴木 大介	●利根沼田森林組合
原澤 順一	●原澤林業社長 ●群馬県素材生産流通協同組合副理事長 ●利根沼田地区素材生産組合組合長
福土 淳治	●一般公募委員
餅田 治之	●(財)林業経済研究所所長 ●筑波大学名誉教授
百瀬 春彦	●住友林業フォレストサービス常務取締役東京事業部長
吉永 英男	●一般公募委員
遠藤 一誠	●群馬県環境森林部長(～平成 23 年 3 月 31 日)
山口 栄一	●群馬県環境森林部長(平成 23 年 4 月 1 日～)

●群馬県森林・林業基本計画 策定経過

	日付	項目・件名
1	平成22年7月7日	第1回検討ワーキンググループ会議開催
2	平成22年8月3日	第2回検討ワーキンググループ会議開催
3	平成22年10月5日	県議会環境農林常任委員会へ策定方針説明
4	平成22年11月8日	策定委員会一般委員の募集
5	平成22年12月14日	第1回策定委員会開催
6	平成23年1月17日	第2回策定委員会開催
7	平成23年1月21日	第3回検討ワーキンググループ会議開催
8	平成22年2月9日	第3回策定委員会開催
9	平成23年2月15日	森林・林業基本計画意見交換会(利根沼田環境森林事務所)
10	平成23年2月16日	” (富岡森林事務所)
11	平成23年2月17日	” (西部環境森林事務所)
12	平成23年2月18日	” (渋川森林事務所)
13	平成23年2月18日	骨子案に対する森林審議会委員への意見照会
14	平成23年3月2日	県議会環境農林常任委員会へ骨子案説明
15	平成23年3月4日	森林・林業基本計画意見交換会(藤岡森林事務所)
16	平成23年3月7日	” (吾妻環境森林事務所)
17	平成23年3月8日	” (桐生森林事務所)
18	平成23年3月24日	骨子決定(第4回策定委員会は東日本大地震の影響で中止。書面での意見照会ののち、骨子決定)
19	平成23年4月28日	第4回検討ワーキンググループ開催
20	平成23年5月23日	第5回策定委員会開催
21	平成23年6月3日	県議会環境農林常任委員会へ骨子説明
22	平成23年6月15日	第5回検討ワーキンググループ開催
23	平成23年6月23日	第6回策定委員会開催
24	平成23年7月1~31日	県民意見提出制度(パブリックコメント)による意見募集
25	平成23年7月29日	森林審議会での意見聴取
26	平成23年8月15日	県民意見提出制度(パブリックコメント)に対する結果公表
27	平成23年10月19日	「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」第3条に係る県議会議決
28	平成23年11月4日	群馬県森林・林業基本計画決定

●ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査結果

1. 調査の目的

本県の豊かな森林を県民みんなで守り育て、次代に引き継いでいくための新たな施策の展開に役立てるためアンケート調査を実施するものである。

2. 調査方法等

- (1) 調査対象 群馬県内在住の満20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳で抽出)
- (2) 配布・回収 対象者宛に郵送にて配布を行い、同封した封筒にて回収する。
- (3) 調査日 平成20年10月15日～10月24日

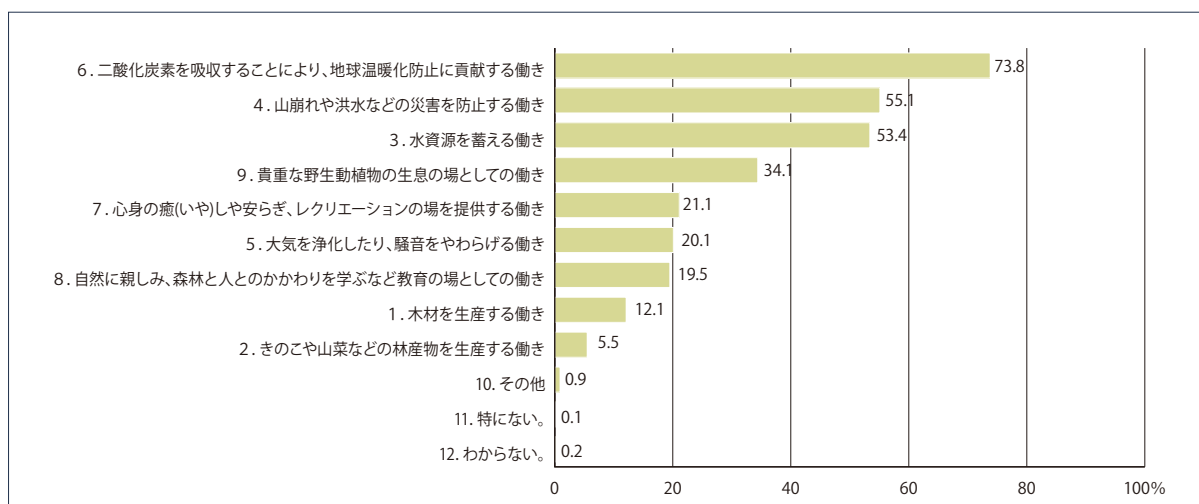
3. 回収結果

有効回収数909件、回収率は45.5%である。

1. 森林の役割への期待

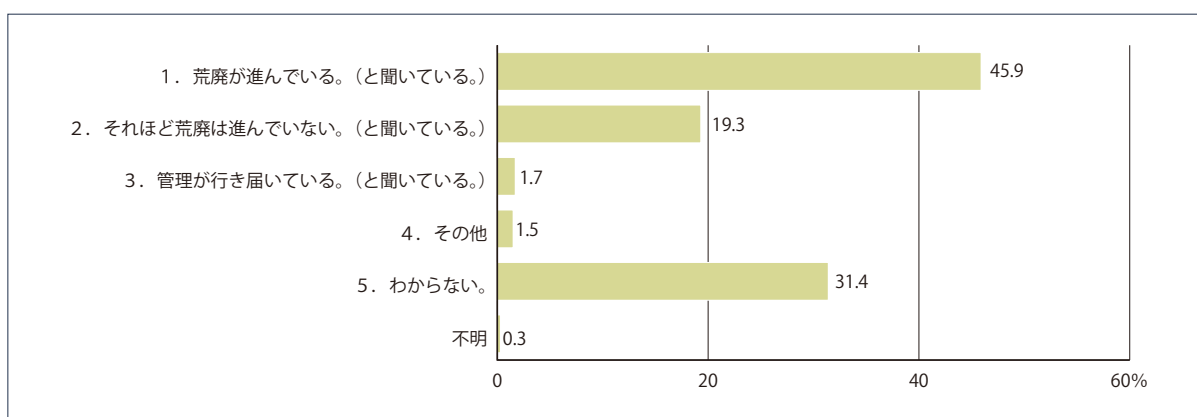
森林のどのような働きに期待するか聞いたところ、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」と回答した人の割合が73.8%と最も高く、以下「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」(55.1%)、「水資源を蓄える働き」(53.4%)、「貴重な野生動植物の生息の場としての働き」(34.4%)などの順となっている。(3つまでの複数回答、上位4項目)

同様の「森林と生活に関する世論調査(H19.5調査)」と比較すると上位3項目の順位は同じであるが「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」への期待の割合が世論調査(54.2%)よりかなり高くなっている。



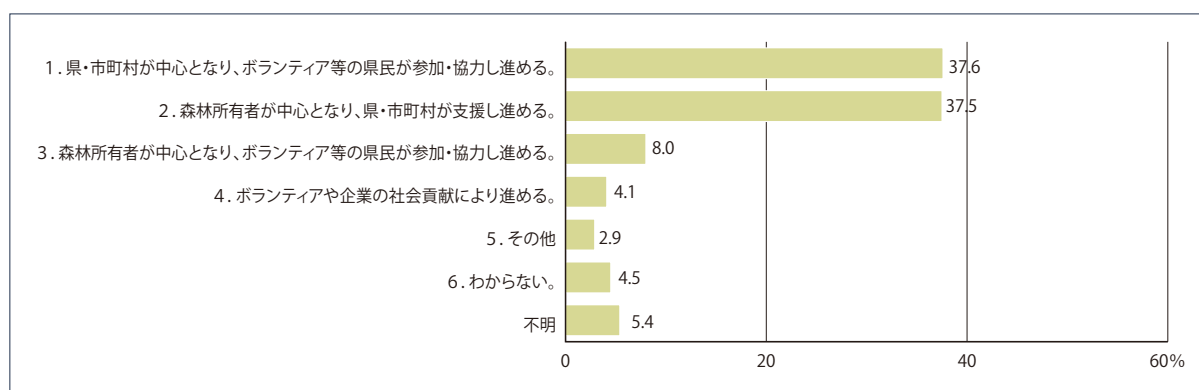
2. 森林の現状について

群馬県の森林の現状をどう思うか聞いたところ、「荒廃が進んでいる。(と聞いている。)」と回答した人の割合が45.9%と最も高く、以下「分からない」(31.4%)、「それほど荒廃は進んでいない。(と聞いている。)」(19.3%)の順となっている。



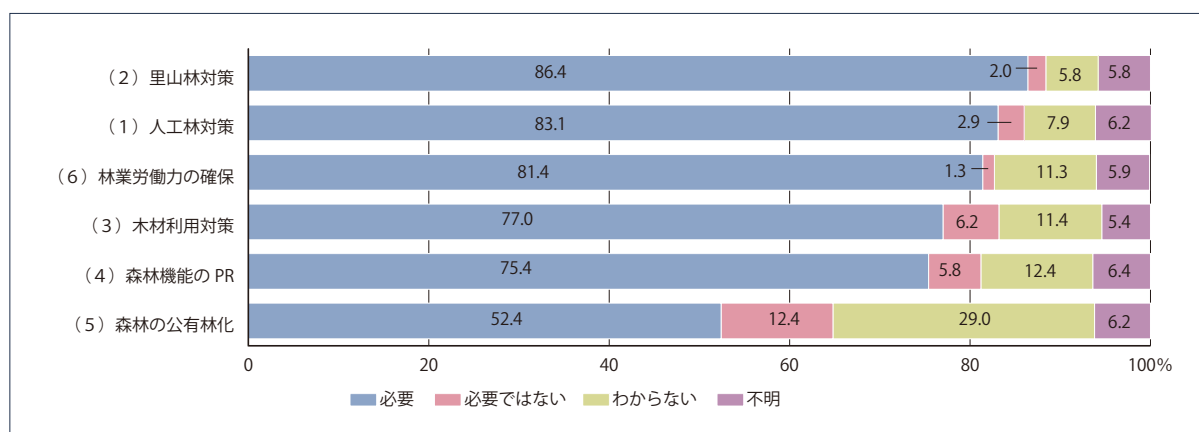
3. 森林整備主体に対する認識

森林の働きを維持・増進させるためには誰が主体となって森林整備をすべきか聞いたところ、「県・市町村が中心となり、ボランティア等の県民が参加・協力し進める。」と回答した人の割合が37.6%、「森林所有者が中心となり、県・市町村が支援し進める。」が37.5%とほぼ同じで、以下「森林所有者が中心となり、ボランティア等の県民が参加・協力し進める。」(8.0%)の順となっている。県や市町村が中心となって森林整備を推進・支援することが求められている。



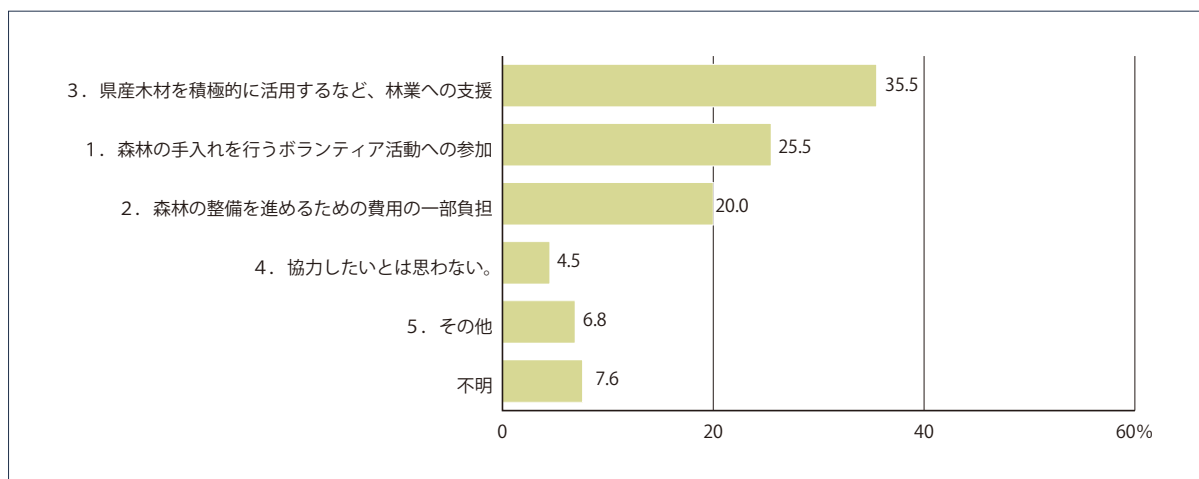
4. 必要な森林整備対策

森林を守り、育てていくために、次の6つの対策について行政の取組が必要か必要でないか聞いたところ、「里山林対策」は86.4%の人が必要と回答、以下必要と回答した人の割合は「人工林対策」83.1%、「林業労働力の確保」81.4%、「木材利用対策」77.0%、「森林機能のPR」75.4%、「森林の公有林化」52.4%となっている。どの対策についても必要の割合が高い。



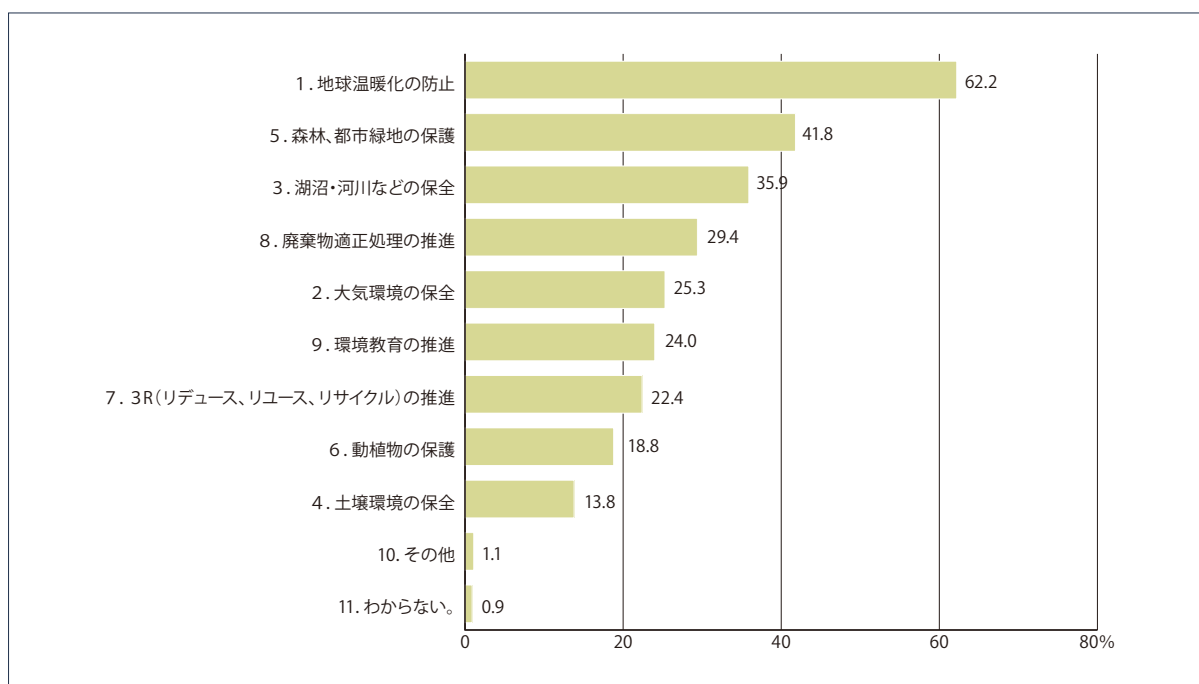
5. 森林整備に対する協力について

森林整備に対してどのような協力ができるか聞いたところ、「県産木材を積極的に活用するなど、林業への支援」と回答した人の割合が35.5%でもっとも高く、以下「森林の手入れを行うボランティア活動への参加」(25.5%)、「森林の整備を進めるための費用の一部負担」が(20%)などの順となっている。



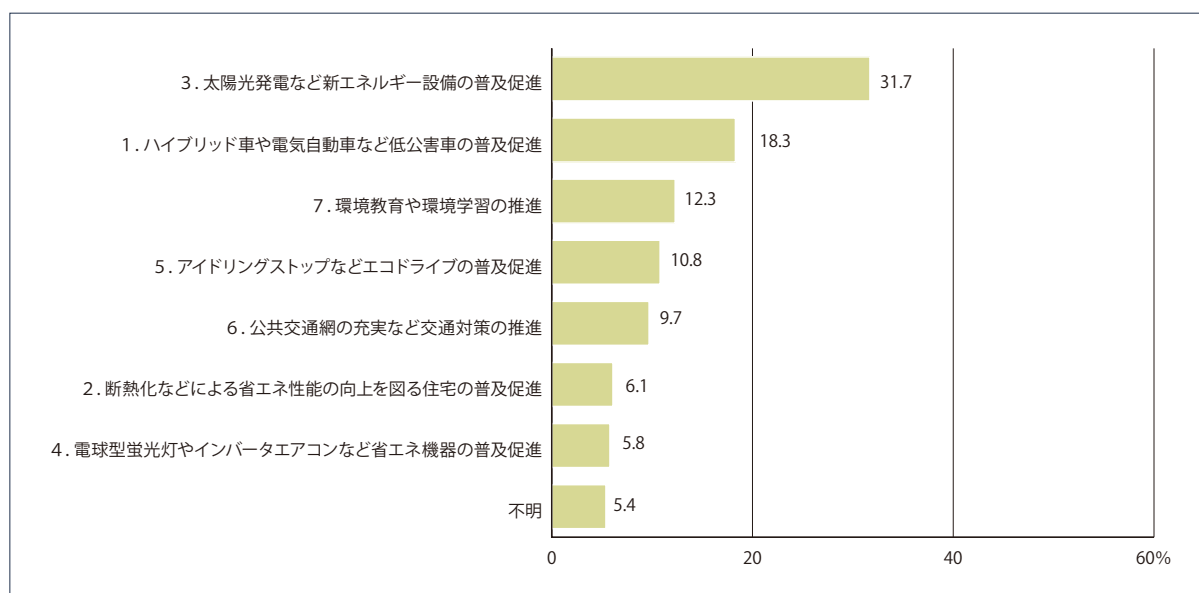
6. 環境保全施策について

行政として取り組んでほしい環境保全施策について聞いたところ、「地球温暖化の防止」と回答えた人の割合が62.2%と最も高く、以下「森林、都市緑地の保護」(41.8%)、「湖沼・河川などの保全」(35.9%)、「廃棄物適正処理の推進」(29.4%)などの順となっている。(3つまでの複数回答, 上位4項目)



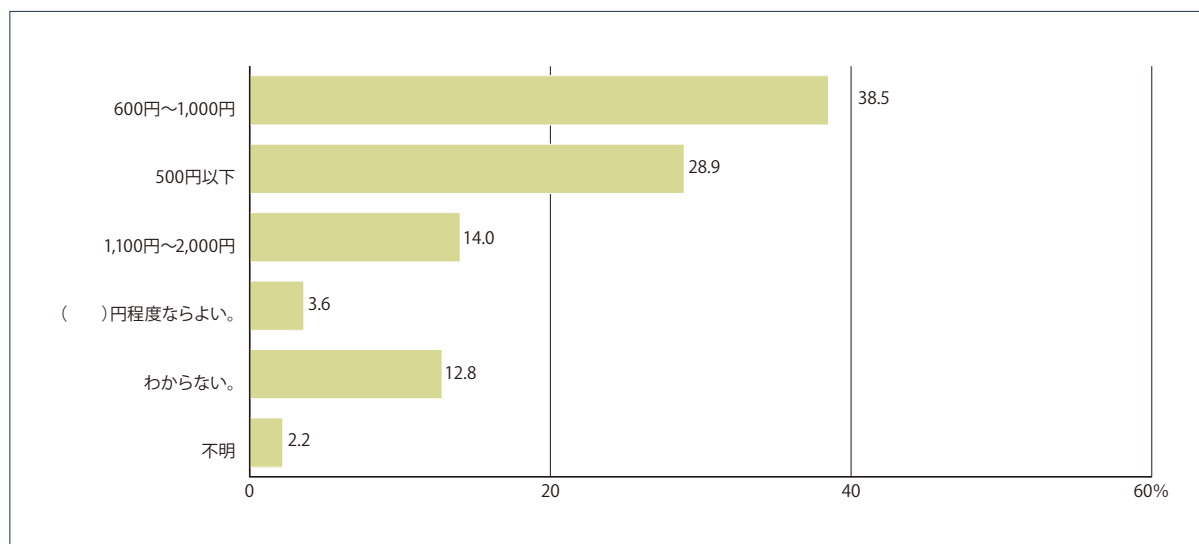
7. 環境保全のための対策について

地球温暖化防止など、喫緊な課題に対して取り組んでみたい対策について聞いたところ、「太陽光発電など新エネルギー設備の普及促進」と回答した人の割合が31.7%で最も高く、以下「ハイブリッド車や電気自動車など低公害車の普及促進」(18.3%)、「環境教育や環境学習の推進」(12.3%)、「アイドリングストップなどエコドライブの普及促進」(10.8%)などの順となっている。



8. 森林づくりや環境保全のための資金支援について

森林づくりや環境保全のための税負担について1年間にどれくらいであれば負担してもよいか聞いたところ、「600円～1,000円」と答えた人の割合が38.5%と最も多く、以下「500円以下」(28.9%)、「1,100円～2,000円」(14.0%)、「分からない」(12.8%)などの順となっている。「600円～1,000円」と「500円以下」を合わせると67.4%の人が1,000円以下と回答している。



● 森林・林業統計資料

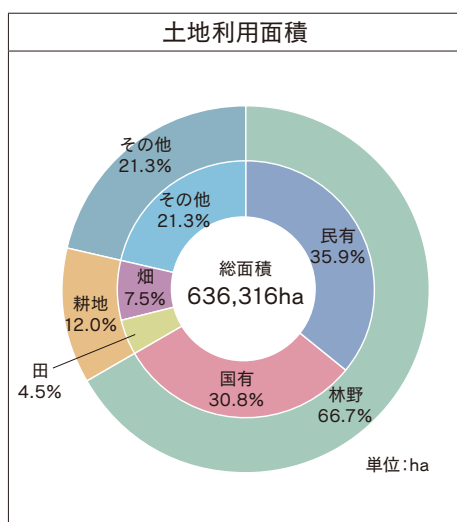
第1表 森林資源の概要

(1) 土地利用

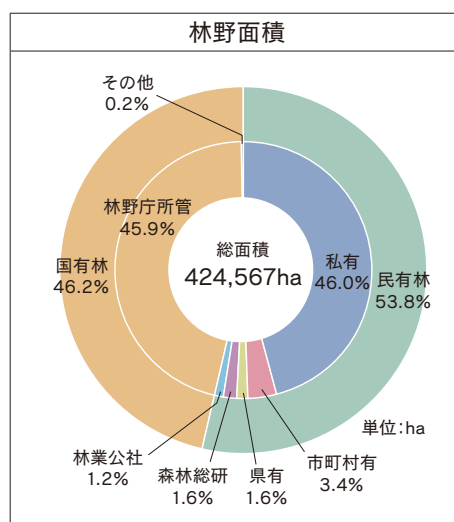
(単位：ha)

年度	総面積	耕地			林野			その他
		総数	田	畑	総数	国有	私有	
平成12年度	636,316	83,800	31,500	44,800	424,021	197,272	226,749	128,495
平成17年度	636,316	78,500	29,400	43,000	424,464	197,030	227,433	133,352
平成22年度	636,316	76,300	28,400	47,800	424,567	195,976	228,591	135,449

〔資料〕 1. 総面積は群馬県統計年鑑、耕地面積は関東農政局群馬農政事務所「第57次群馬農林水産統計年報」
2. 国有林は森林管理局及び2010年世界農林業センサス、私有林は林政課



(資料 群馬県：森林林業統計書)



(資料 群馬県：森林林業統計書)

(2) 保有形態別面積

(単位: ha)

年度	総面積	国有林			私有林					
		総数	林野庁所管	その他	総数	私有	県有	市町村有	森林総研	林業公社
平成12年度	424,021	197,272	195,574	1,698	226,749	195,784	6,738	13,073	6,322	4,832
平成17年度	424,433	197,000	195,332	1,668	227,433	195,265	6,652	13,830	6,618	5,068
平成22年度	424,567	195,976	195,054	922	228,591	195,483	6,977	14,306	6,799	5,026

〔資料〕 1. 国有林は森林管理局、私有林は林政課 (平成23年4月1日現在)
2. 国有林の「その他」は2010年世界農林業センサス

(注) 1. 国有林の「その他」は林野庁所管以外のもの
2. 国有林には官行造林地を含む
3. 私有林は地域森林計画対象区域である
4. 私有林は県有、市町村有、森林総研、林業公社以外の私有林
5. 『森林総研』とは独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター前橋水源林整備事務所(旧緑資源機構)である。

(3) 樹種別面積・蓄積

(単位:ha・m³)

樹種	総数		国有林		民有林	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総計	424,567	87,863,813	195,976	25,743,259	228,591	62,120,554
針葉樹計	195,423	61,681,163	78,051	13,811,616	117,372	47,869,547
スギ	79,188	37,135,948	17,423	3,922,428	61,765	33,213,520
ヒノキ	24,003	4,234,962	8,097	1,122,429	15,907	3,112,533
マツ	22,101	5,907,216	9,093	1,482,896	13,008	4,424,320
カラマツ	45,680	10,684,035	28,434	5,152,379	17,245	5,531,656
その他	24,451	3,719,002	15,004	2,131,484	9,447	1,587,518
広葉樹	201,795	26,163,656	97,928	11,912,649	103,867	14,251,007
竹林	1,227	—	1	—	1,226	—
伐跡地	993	8	333	8	660	—
未立木地	24,207	18,986	18,741	18,986	5,467	—
その他	922	—	922	—		

〔資料〕 国有林は森林管理局、民有林は林政課

- 〔注〕
1. 伐跡地は無立木地の伐跡地を、未立木地は無立木地の改植予定地と未立木地(更新困難地含む)を合算した。
 2. マツには、アカマツ・クロマツ・リキダマツ・ストロブマツ・ヒメコマツを計上した。
 3. 国有林のその他は林野庁所管以外のもの。

(4) 林種別面積・蓄積

(単位:ha・m³)

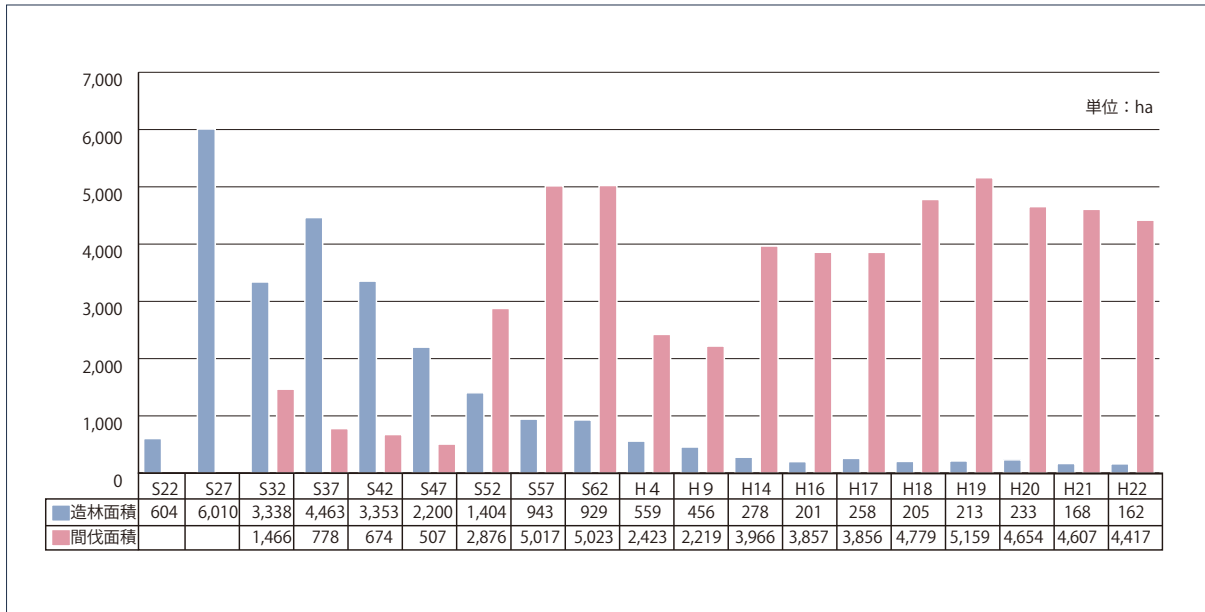
林種	総数		国有林		民有林	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総数	424,567	87,882,799	195,976	25,743,259	228,591	62,120,554
人工林	178,420	59,159,870	68,766	12,656,395	109,654	46,503,475
天然林	218,798	28,684,949	107,213	13,067,870	111,585	15,617,079
無立木地	26,427	18,994	19,075	18,994	7,352	—
その他	922	18,986	922	—		

〔資料〕 国有林は森林管理局、民有林は林政課

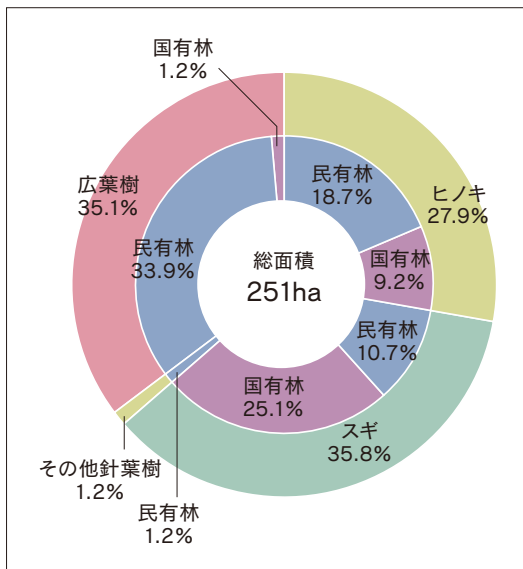
1. 国有林のその他は林野庁所管以外のもの
2. 国有林、民有林の無立木地には、竹林・伐跡地・未立木地を含む

第2表 造林・間伐

(1) 民有林造林・間伐面積の推移



(2) 樹種別造林面積



(3) 直近5ヶ年の間伐(伐捨・搬出)の実績

(単位:ha)

年度	間伐面積	面積内訳		比率
		伐捨	搬出	
平成17年度	3,856	伐捨	3,334	86%
		搬出	522	14%
平成18年度	4,779	伐捨	4,216	88%
		搬出	563	12%
平成19年度	5,159	伐捨	4,555	88%
		搬出	604	12%
平成20年度	4,654	伐捨	3,987	86%
		搬出	667	14%
平成21年度	4,607	伐捨	4,117	89%
		搬出	490	11%
平成22年度	4,417	伐捨	3,589	81%
		搬出	828	19%
計	27,472		27,472	

(注) 間伐面積は、旧緑資源機構を含めた県全体の面積。

第3表 林産物

(1) 木材需給の現況

		(供給量)								
県内の木材 総需給量 661,754m ³ (613,387) 107.9%	国産材 227,890m ³ (206,103) 34.4% (33.6%)	県内 204,888m ³ (188,355)	針広別		所有別					
			針葉樹	広葉樹	国有林	民有林				
			176,032m ³ (157,511)	28,856m ³ (30,844)	78,469m ³ (74,863)	126,419m ³ (113,492)				
			26.6% (30.7%)	4.4% (25.7%)	11.9% (12.2%)	19.1% (18.5%)				
			108.8%	111.8%	93.6%	104.8%	111.4%			
			3.5% (2.9%)							
	県外 23,002m ³ (17,748)	針広別								
		針葉樹	広葉樹							
		14,328m ³ (5,414)	8,674m ³ (12,334)							
		2.2% (.9%)	1.3% (2%)							
	110.6%	129.6%	264.6%	70.3%						
	外材 433,864m ³ (407,284)	産地国別				材種別				
		南洋材	米材	北洋材	その他	素材	半製品	製品		
		11,977m ³ (16,970)	339,145m ³ (276,346)	39,586m ³ (57,829)	43,156m ³ (56,139)	17,254m ³ (26,300)	11,072m ³ (16,365)	405,538m ³ (364,619)		
		65.6% (66.4%)	1.8% (2.8%)	51.2% (45.1%)	6.0% (9.4%)	6.5% (9.2%)	2.6% (4.3%)	1.7% (2.7%)	61.3% (59.4%)	
		106.5%	70.6%	122.7%	68.5%	76.9%	65.6%	67.7%	111.2%	
		(需要量)								
	総量 661,754m ³ (613,387)	用途別需要量								
		製材用	チップ用	合板・床板	家具・建具	椎茸原木	こけし玩具	その他	移出量	
		572,541m ³ (527,466)	19,119m ³ (18,527)	5,631m ³ (6,026)	260m ³ (1,624)	17,078m ³ (17,239)	779m ³ (633)	5,345m ³ (4,479)	41,001m ³ (37,393)	
		86.5% (86%)	2.9% (3%)	0.9% (1%)	0.0% (0.3%)	2.6% (2.8%)	0.1% (0.1%)	0.8% (0.7%)	6.2% (6.1%)	
		107.9%	108.5%	103.2%	93.4%	16.0%	99.1%	123.1%	119.3%	109.6%

(注) 表中の()内は、平成21年次の数値である。
 表中の%は、全て全体量に対する割合である。
 四捨五入のため、合計数に合わない場合がある。
 下段の%は、対前年比

(2) 木材需給実績

(単位:m³)

区分	供給量				移入量	需要量									
	総数	県内材				総数	製材用	チップ用	パルプ用	足場板 杭丸太	合板用 床板	家具 建具用	椎茸・なめこ 原木用	その他用	移出量
平成12年次	933,755	194,546	148,099	46,447	739,209	933,755	824,163	14,000	...	677	20,081	4,000	34,946	3,179	32,709
平成17年次	795,543	172,361	98,391	73,970	623,182	795,543	693,910	15,000	...	2,632	10,683	1,000	25,179	2,616	44,523
平成22年次	661,754	204,888	126,419	78,469	456,866	661,754	572,541	19,119	...	-	5,631	260	17,078	6,124	41,001
国産材計	227,890	204,888	126,419	78,469	23,002	227,890	143,175	19,119	...	-	1,133	260	17,078	6,124	41,001
針葉樹	190,360	176,032	100,702	75,330	14,328	190,352	139,335	7,435	...	-	-	100	-	2,865	40,617
広葉樹	37,530	28,856	25,717	3,139	8,674	37,538	3,840	11,684	...	-	1,133	160	17,078	3,259	384
外材計	433,864	-	-	-	433,864	433,864	429,366	-	...	-	4,498	-	-	-	-
丸太	17,254	-	-	-	17,254	17,254	17,000	-	...	-	254	-	-	-	-
半製品	11,072	-	-	-	11,072	11,072	6,828	-	...	-	4,244	-	-	-	-
製品	405,538	-	-	-	405,538	405,538	405,538	-	...	-	-	-	-	-	-

[資料] 林業振興課

(3) 木材産業の現況

区分	素材生産業者数	県内の 素材生産量 (百m ³)	製材工場										チップ工場		
			工場(出力数:kw)			製材品出荷量(単位:千m ³)							(生産量:千m ³)		
			工場数	出力数	従業員数	総計	板類	ひき割類	ひき角類	仕組板	その他	工場数	就業人員	生産量	
平成12年次	235	1,945	231	17,839	1,171	167	30	27	55	21	34	27	56	136	
平成17年次	132	1,724	164	14,756	669	102	27	16	27	11	21	21	30	72	
平成22年次	110	2,049	126	13,863	514	90	16	20	33	10	11	19	40	115	
22年の生産額	2,328百万円		4,658百万円							798百万円					

(注) 製材工場及びチップ工場については、林業振興課調べによる。

[資料] 林業振興課

(4) 食用きのこ類

(単位：生産量t、生産額千円)

環境森林 (森林)事務所	生産額	生産量合計	種類別生産量									
			生しいたけ	乾しいたけ	なめこ	えのきたけ	ひらたけ	まいたけ	ぶなしめじ	エリンギ	はたけしめじ	その他のこ
平成7年次	11,951,839	14,673	7,185	62	2,374	926	1,033	1,694	841
平成12年次	10,332,282	15,649	5,705	44	2,448	1,080	736	4,131	1,109
平成17年次	9,574,169	16,075	5,130	26	2,057	1,027	293	3,692	1,119	2,265	22	210
平成22年次	6,609,528	11,014	4,821	25	1,512	877	81	2,019	865	544	12	109
洪川	1,866,548	3,207	696	4	100	93	14	991	855	343	11	74
西部	1,855,783	3,140	1,480	6	1,135	-	28	426	1	20	-	5
藤岡	106,014	146	106	2	0	-	0	27	-	1	0	1
富岡	1,361,694	2,132	1,260	6	172	305	1	354	-	-	-	-
吾妻	310,162	756	161	4	32	479	2	49	-	2	-	3
利根沼田	857,953	1,282	849	2	72	-	18	133	8	177	1	9
桐生	251,186	351	269	1	-	-	17	39	-	-	-	17

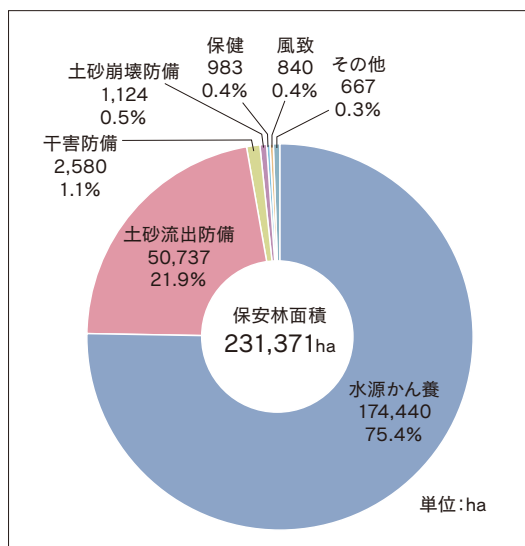
第4表 林道

(1) 路網整備の実績

	林道		作業道									
			機械化モデル (W=3.6m)		林業経営 (W=3.0m)		葉脈路 (W=2.0m)		計		架線	
	延長 (m)	事業費 (千円)	延長 (m)	事業費 (千円)	延長 (m)	事業費 (千円)	延長 (m)	事業費 (千円)	延長 (m)	事業費 (千円)	延長 (m)	事業費 (千円)
平成18年度	13,399	3,367,401	1,620	38,081	23,609	131,643	80,286	120,436	105,515	290,160	7,934	11,953
平成19年度	7,679	2,360,988	890	14,639	21,424	141,431	115,901	170,527	138,215	326,597	5,000	7,470
平成20年度	8,132	1,876,183			25,365	166,908	138,014	203,413	163,379	370,321	1,420	2,259
平成21年度	7,618	1,710,083			21,488	169,442	141,878	190,142	163,366	359,584	3,990	4,927
平成22年度	8,182	2,290,656	490	6,860	25,650	192,676	176,000	306,791	202,140	506,327	4,950	7,493
5カ年計	45,010	11,605,311	3,000	59,580	117,536	802,100	652,079	991,309	772,615	1,852,989	23,294	34,102

第5表 治山

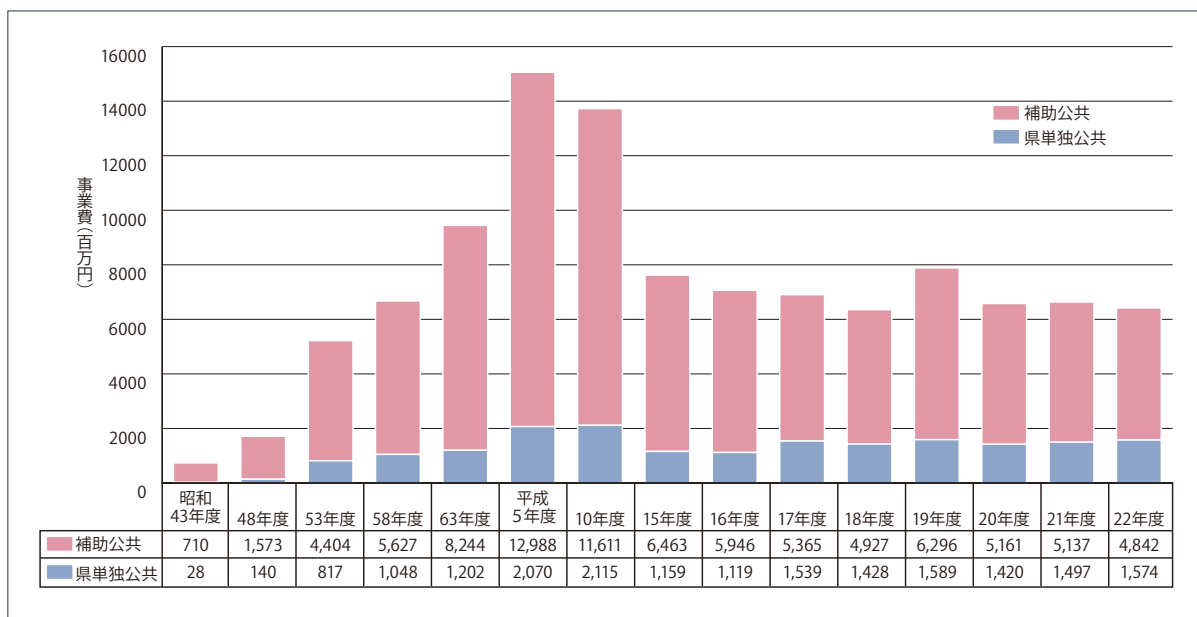
(1) 保安林種類別面積



(2) 山地災害危険地区

危険地区分	危険地区数	治山工事 着手地区数 (H22年度末)	着手率 (%)
山腹崩壊	1,651	834	50.5%
地すべり	160	111	69.4%
崩壊土砂流出	2,515	1,867	74.2%
計	4,326	2,812	65.0%

(3) 治山事業費の推移



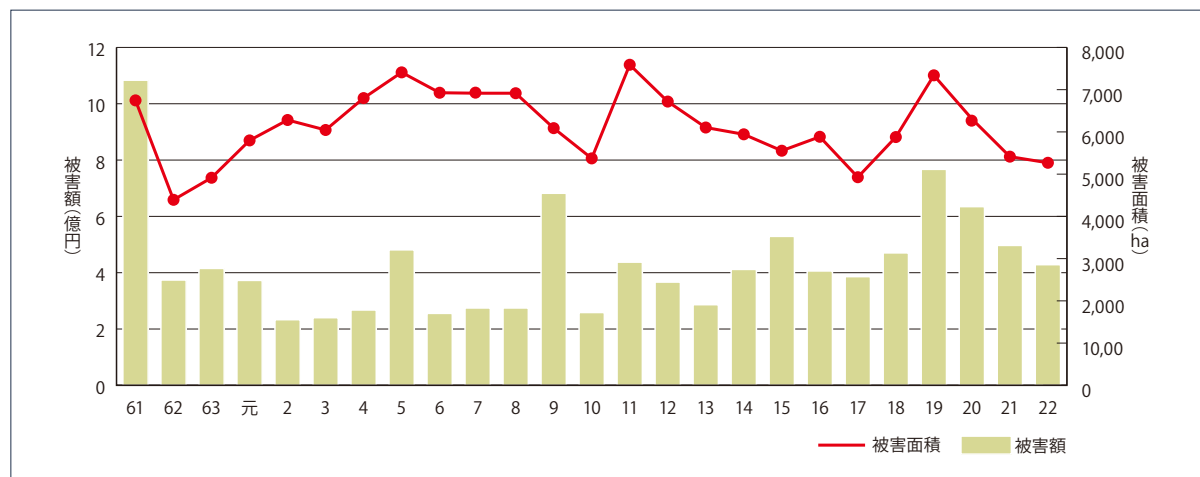
第6表 林野災害

(1) 林野災害総括

(単位:ha・千円)

事務所	総数		病虫獣害		気象災害		林野火災	
	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額
平成12年度	6,718.38	366,567	6,639.49	315,551	49.64	36,850	29.25	14,166
平成17年度	4,927.52	385,992	4,916.24	369,540	9.09	14,871	2.19	1,581
平成22年度	5,268.99	428,461	5,267.43	426,202	0.78	1,089	1.31	1,881
洪川	2,962.37	39,964	2,962.18	39,435	0.03	57	0.16	472
西部	368.60	14,372	368.40	13,685	0.08	152	0.12	535
藤岡	52.23	22,290	52.23	22,290	0.53	711	-	-
富岡	65.89	8,274	65.73	8,155	0.08	98	0.08	21
吾妻	121.02	29,945	120.49	29,118	-	-	0.53	827
利根沼田	632.64	119,726	632.62	119,700	-	-	0.02	26
桐生	1,066.24	193,890	1,065.78	193,819	0.06	71	0.40	0

[資料] 林政課



第7表 森林組合

(1) 森林組合

(単位：人・千円・ha)

森林組合（市町村）	組合員数			払込済 出資金額	組合員所有 森林面積
	総数	正組合員	准組合員		
平成12年度	25,336	24,095	1,241	434,147	144,862
平成17年度	24,008	22,965	1,043	523,760	138,263
平成21年度	23,412	22,343	1,069	529,838	136,321
利根上流森林計画区	5,034	4,976	58	91,913	23,389
利根沼田環境森林事務所	5,034	4,976	58	91,913	23,389
片品村（片品村）	703	701	2	4,829	4,965
利根町（沼田市（旧利根村））	481	481		5,698	3,274
利根沼田 （沼田市（旧沼田市、旧白沢村）、川場村、みなかみ町、昭和村）	3,850	3,794	56	81,385	15,150
吾妻森林計画区	3,350	3,350		67,520	23,488
吾妻環境森林事務所	3,350	3,350		67,520	23,488
吾妻 （中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、高山村）	3,350	3,350		67,520	23,488
利根下流森林計画区	5,780	5,348	432	128,210	35,964
渋川森林事務所	3,955	3,523	432	55,170	12,476
赤城南麓（前橋市）	1,582	1,566	16	8,484	3,303
渋川広域（吉岡町、榛東村、渋川市）	2,373	1,957	416	46,686	9,173
桐生森林事務所	1,825	1,825		73,041	23,488
桐生広域 （桐生市（旧桐生市、旧新里村）、みどり市（旧大間々町））	1,079	1,079		23,209	9,761
わたらせ （桐生市（旧黒保根村）、みどり市（旧東村））	746	746		49,831	13,727
西毛森林計画区	9,248	8,669	579	242,195	53,480
西部環境森林事務所	3,019	2,981	38	76,612	14,675
烏川流域（高崎市（旧吉井町を除く））	1,968	1,932	36	52,247	8,894
碓氷川（安中市）	1,051	1,049	2	24,365	5,781
藤岡森林事務所	2,827	2,286	541	48,708	22,774
神流川（神流町）	916	916		24,291	6,931
上野村（上野村）	365	364	1	15,418	8,262
多野東部（藤岡市、高崎市（旧吉井町））	1,546	1,006	540	8,999	7,581
富岡森林事務所	3,402	3,402		116,875	16,031
下仁田町（下仁田町）	1,450	1,450		82,972	9,139
南牧村（南牧村）	920	920		28,313	3,919
鑄川東部（甘楽町、富岡市）	1,032	1,032		5,590	2,973

〔資料〕 林業振興課

〔注〕 森林組合名及び数値は、平成21事業年度末現在のものである（平成22年度森林組合一斉調査から）

第8表 林業普及指導

(1) 林業従事者数

(単位：人)

事務所	区分	年齢階層						計
		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
昭和57年度		6	59	174	504	773	281	1,797
昭和62年度		4	40	109	253	656	427	1,489
平成3年度		4	32	76	154	486	555	1,307
平成8年度		1	33	63	129	272	595	1,093
平成13年度		7	78	94	95	196	498	968
平成18年度		1	49	90	71	148	245	604
平成20年度		2	61	120	90	144	303	720
平成21年度		1	73	126	115	147	301	785
平成22年度		1	73	126	115	147	301	763
(うち女性)		(-)	(-)	(4)	(3)	(6)	(5)	(18)
利根上流森林計画区		1	24	33	27	41	75	201
利根沼田		1	24	33	27	41	75	201
吾妻森林計画区		-	7	21	12	26	58	124
吾妻		-	7	21	12	26	58	124
利根下流森林計画区		-	17	25	27	27	83	179
渋川		-	11	9	6	12	38	76
桐生		-	6	16	21	15	45	103
西毛森林計画区		-	25	47	49	53	85	259
西部		-	5	9	15	16	20	65
藤岡		-	4	22	22	10	22	80
富岡		-	16	16	12	27	43	114

[資料] 林業振興課

(2) 林業機械の現況

(台)

事務所	区分	刈払機	チェーンソー	集材装置	積込機	トラクター	小型運材車	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	タワーヤード	スキッド	スイングヤード	フェラーバンチャ
平成12年度		3,086	4,104	186	218	106	339	4	22	33	3	1	1	-
平成17年度		3,738	3,982	170	190	102	295	5	27	35	3	2	10	-
平成21年度		3,173	3,333	144	180	77	236	5	32	44	3	3	16	1
利根沼田		673	1,175	37	29	29	37	1	8	9	-	-	2	-
吾妻		1,845	1,340	27	27	26	80	-	5	6	1	2	3	-
渋川		111	127	12	20	12	17	-	3	5	-	1	2	1
桐生		155	231	35	26	7	52	-	6	6	-	-	2	-
西部		112	115	5	33	2	20	3	3	11	-	-	1	-
藤岡		129	167	11	18	1	8	-	3	3	-	-	4	-
富岡		133	168	17	26	-	22	1	4	4	2	-	2	-
林業試験場		15	10	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[資料] 林業振興課(平成21年度末現在の数値)



群馬県森林・林業基本計画

平成23年11月

編集・発行●群馬県環境森林部林政課
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
TEL●027-223-1111(代表) 内線3216
FAX●027-223-0154
印刷●朝日印刷工業株式会社